

# 手話通訳士実態調査事業報告書

平成22(2010)年3月

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
手話通訳士実態調査事業委員会

## はじめに

手話通訳士実態調査事業委員会  
委員長 植村 英晴

平成元(1989)年に厚生省(当時)告示で開始された「手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)」は、平成21(2009)年4月1日から厚生労働省令(第九十六号)に基づく試験となり、平成22(2010)年3月1日現在、2,379名の手話通訳士が認定されています。

この間、聴覚障害者の社会参加の広がりに伴い、医療・福祉・教育・労働場面は元より政見放送や裁判員制度あるいはテレビ電話等を活用した遠隔地通訳や電話リレーサービス等、手話通訳士が必要とされる場面が広がってきています。

今後、「障害者権利条約」の批准により、さらに多方面での活躍が重要になるものと思われれます。また同時に、手話通訳士の存在・役割について、広く社会の理解と支持を得ることも必要不可欠です。

こうした中、今般、財団法人社会福祉振興・試験センターの委託事業として、「手話通訳士実態調査」を行うことができました。短い期間での調査でしたが、1,326人からの回答(回答率:57.5%)を得て、この「報告書」をまとめることができました。これまで、手話通訳士の現状や課題について散見することはありましたが、このようにまとまった形で、かつ極めて具体的にその実態が明らかになったのは、初めてのことです。今回の調査結果から見えてくる諸課題については、その解決のために、今後、国及び関係機関・団体・者が力を合わせて取り組む必要があります。今回の調査で明らかになった諸課題の解決が、手話通訳士の社会的地位の確立、労働条件や業務環境の改善につながり、ひいては、聴覚障害者の権利の保障を拡大し、完全なる社会参加を保障する道につながることに信じて止みません。

なお、東京学芸大学の宮腰賢名誉教授および金城学院大学現代文化学部の林智樹教授に多大なるご協力をいただき、本報告書を作成することができました。心より感謝申し上げます。



## 目 次

調査概要	1
（1）調査目的	
（2）調査内容	
（3）調査方法	
（4）調査期間	
（5）調査の対象者数と調査票の回収	
（6）集計・分析方法	
調査結果	3
1. 基礎調査	3
（1）性別	
（2）年齢	
（3）手話通訳士資格取得後の年数	
（4）手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験回数	
（5）手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの手話・手話通訳学習年数	
（6）手話・手話通訳学習の機会	
（7）職業	
（8）職種	
（9）手話通訳士資格以外に取得している資格（医療・福祉分野の資格）	
（10）手話通訳士資格を活かした職業への就労	
（11）手話通訳士資格を活かした職業に就いていない理由	
（12）手話通訳派遣事業への登録	
（13）手話通訳派遣事業へ登録の無い場合の理由	
（14）手話講習会等における講師活動	
（15）手話講習会等における講師活動の無い場合の理由	
（16）司法場面の手話通訳	
（17）政見放送の手話通訳	
（18）高等教育場面の手話通訳	
（19）テレビ放送の手話通訳	
（20）手話通訳士資格を取得した現在の所感	
（21）国立障害者リハビリテーションセンターの「専門研修」への参加経験	
（22）社会福祉法人全国手話研修センターの「現任研修」への参加経験	
（23）一般社団法人日本手話通訳士協会の「研修会」への参加経験	

2. 手話通訳士資格を活かした職業に就いている者への調査 . . . . . 30

- (1) 就労先
- (2) 身分
- (3) 職名
- (4) 現に就労している職場における従事年数
- (5) 決まって支給される給与（月額）
- (6) 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務及び頻度
- (7) 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題
- (8) 現に就労している職場において手話通訳士資格をさらに活かすために（自由記述）

3. 手話通訳派遣事業に登録している者への調査 . . . . . 46

- (1) 登録先の事業所
- (2) 平成21(2009)年9月の1ヶ月間で行った手話通訳派遣数
- (3) 1年を通した派遣手当の平均月額
- (4) 1時間あたりの報酬・手当額
- (5) 登録先の事業所等の主催による登録者研修
- (6) 登録者派遣事業についての意見（自由記述）

4. 手話講習会等で講師活動を行っている者への調査 . . . . . 54

- (1) 手話通訳士養成講座での講師担当の経験
- (2) 都道府県手話通訳者養成講座での講師担当の経験
- (3) 市区町村手話通訳者養成講座での講師担当の経験
- (4) 手話通訳者登録者研修での講師担当の経験
- (5) 専門学校等での講師担当の経験
- (6) 平成21(2009)年9月の1ヶ月間で行った講師活動
- (7) 1年を通した講師手当の平均月額
- (8) 手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度についての意見（自由記述）

5. 調査結果を受けて 一手話通訳士制度の発展のために . . . . . 63

資料

1. 手話通訳士実態調査票〔平成21(2009)年9月実施〕 . . . . . 69

2. 第21回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）概要  
〔平成21(2009)年10月実施〕 . . . . . 75

3. 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令  
（平成二十一年三月三十一日厚生労働省令 第九十六号） . . . 76

## 調査概要

### 1. 調査目的

「手話通訳士制度」及び手話通訳士の現状を分析し、もって今後の制度的発展に寄与すること。

### 2. 調査内容

調査票において、以下のように大きく四つの分野について調査した。

- 1) **基礎調査票**：調査対象者（社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに登録された手話通訳士）の属性や就労・活動の状況、手話通訳士資格全体に関する意見を調査する。
- 2) **調査票 A**：調査対象者の内、手話通訳士資格を活かした職業に就いている者の所属、身分、待遇、業務課題、業務改善要望について調査する。
- 3) **調査票 B**：調査対象者の内、手話通訳派遣事業に登録している者の登録先、業務の状況、待遇、研修会への参加状況、派遣事業への意見について調査する。
- 4) **調査票 C**：調査対象者の内、手話講習会等で講師活動をしている者の活動の状況、待遇、手話通訳士・者養成及び手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）制度についての意見について調査する。

### 3. 調査方法

#### 1) 手話通訳士実態調査事業委員会の開催

手話通訳士実態調査事業を構成し、下記の日程で委員会を開催した。

##### (委員名)

植村英晴、石野富志三郎、市川恵美子、小椋英子、高岡正

##### (日程・内容)

第1回委員会	平成21年 8月17日	・調査目標設定	・調査項目確定
第2回委員会	平成21年 11月16日	・集計結果分析	・実態分析検討
第3回委員会	平成22年 2月26日	・報告書案検討	・最終まとめ

#### 2) 調査票の作成

委員会において調査票（「基礎調査票」・「調査票A」・「調査票B」・「調査票C」：巻末資料参照）を作成した。

### 3) 郵送法による調査票の配布と回収

調査対象者〔聴力障害者情報文化センターに登録された手話通訳士2,306人(平成21(2009)年9月1日現在)〕に対して、登録されている住所に調査票を送付し、期間を定めて返信用封筒で回収する、郵送法により調査票の配布と回収を行った。

### 4. 調査期間

平成21(2009)年9月1日～9月30日

### 5. 調査の対象者数と調査票の回収

#### 1) 調査対象者数

平成21(2009)年9月1日現在 聴力障害者情報文化センターに登録する手話通訳士2,306人

#### 2) 回答者数 1,326人(回収率:57.5%)

\*未回答者の980人のうち314人は、「宛所不明」(登録後に転居し、転居先の届けのない分)となり、調査票が届かないまま返送された。

#### 「宛所不明」(314件)の状況

登録番号	件数	宛所不明総数に占める割合(%)	発送済総数に占める割合(%)
1～500	119件	38.0	5.2
501～1000	130件	41.4	5.6
1001～1500	57件	18.1	2.5
1501～2000	6件	1.9	0.2
2001～2306	2件	0.6	0.1
合計	314件	100.0	13.6

### 6. 集計・分析方法

回収された調査票は、金城学院大学現代文化学部 林智樹教授のもとで集計され、委員会で分析が行われた。

## 調査結果

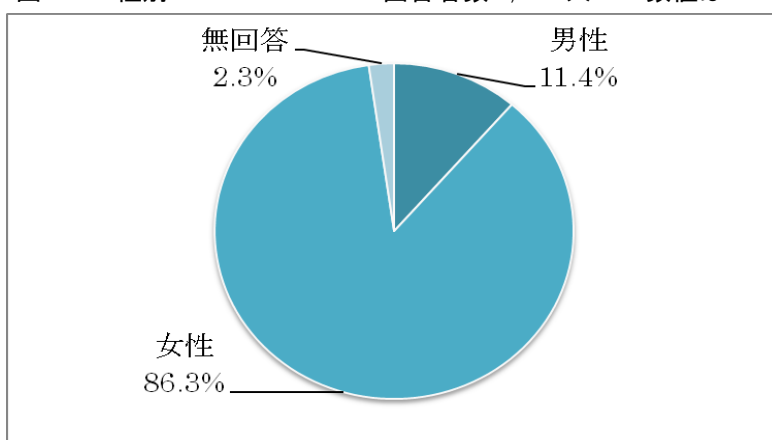
### 1. 基礎調査

1,326人回答

#### (1) 性別

男性は151人(11.4%)、女性は1,145人(86.3%)、無回答は30人(2.3%)であった。(図1-1)

図1-1 性別 回答者数 1,326人 \* 数値は%



手話通訳士(者)に女性が多い背景としては以下のことが考えられる。

- ① 集中的な手話通訳者養成(教育)の機会や高等教育機関での教育機会が少ない中で、都道府県や市町村で昼間または夜間に開講される「手話奉仕員養成講座」・「手話通訳者養成講座」が、養成・教育機会となる。これらは週1回の講座として開講され、両講座合わせて3年以上の学習期間が必要とされている。有職者は参加しにくい状況となっている。(これらの講座を受講している人々は、30歳代~50歳代の女性が中心となっている。)
- ② 手話通訳派遣の時間帯は、日中が中心(医療・教育・労働等それぞれの機関は日中開かれているため)であり、有職者が参加しにくい。
- ③ 待遇の問題
  - i) 雇用されている手話通訳者の平均賃金は167,000円。(非正職員が68.9%を占める。)
  - ii) 登録手話通訳者の時給は平均1,680円(1時間)であり、1か月の平均手当額は25,800円。i) ii) にみるように、所得が低いために、家計補完的に手話通訳業務を担っている現状がある。



\*全国手話通訳問題研究会の平成19(2007)年調査では、無職であった登録手話通訳者が経済状況の変化の中で、就職し、手話通訳業務から離れている状況が分析された。

**参考：全国手話通訳問題研究会の調査データ**

「雇用された手話通訳者調査(2005)」女性 80.0%

「登録された手話通訳者調査(2007)」女性 91.8%

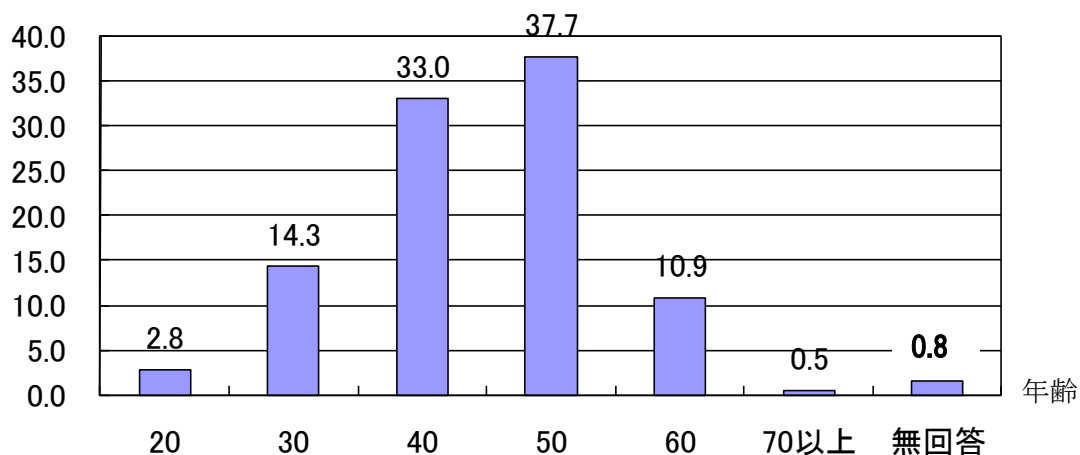
## (2) 年齢

50歳代は37.7%、40歳代は33.0%を占めている。平均年齢49.5歳であった。(図1-2)

図1-2 年齢

回答者数 1,326人

\* 数値は%



参考：全国手話通訳問題研究会の調査データ

「雇用された手話通訳者調査(2005)」平均年齢 46.2歳

「登録された手話通訳者調査(2007)」平均年齢 50.0歳

手話通訳士(者)の平均年齢が高い背景としては以下のことが考えられる。

- ① 集中的な手話通訳者養成(教育)の機会や高等教育機関での教育機会が少ない中で、都道府県や市町村で昼間または夜間に開講される「手話奉仕員養成講座」・「手話通訳者養成講座」が、養成・教育機会となる。子育てが一段落した30歳代～50歳代の女性が中心となり、これらの講座を受講している。
- ② 手話を学習し始めて手話通訳士資格を取得するまでの学習期間は平均10.5年となっている。30歳から学習を始めたとしても、資格取得は40歳となる。

### (3) 手話通訳士資格取得後の年数

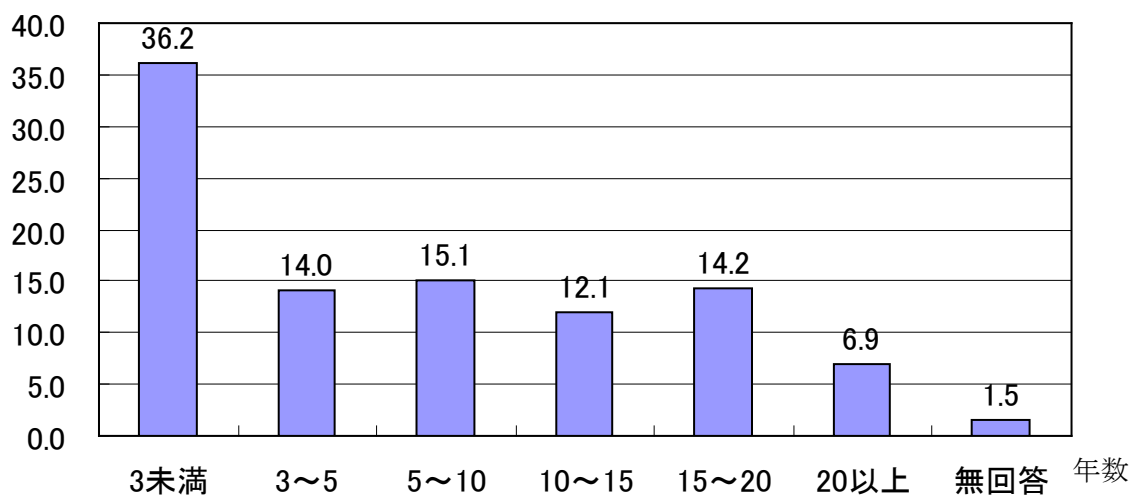
3年未満は36.2%を占めている。5年未満でみると全体の50.2%を占めている。今回の回答者の50.2%が資格取得後5年未満となっている。(図1-3)

平成20(2008)年度までの合格者の手話通訳士資格取得後の年数をみると、38.1%が資格取得後5年未満となっている。

手話通訳士資格制度が始まり20年を経過しているが、有資格者の集団としては、経験の浅い者が半数を占める状況にある。

図1-3 手話通訳士資格取得後の年数

回答者数 1,326人 \* 数値は%

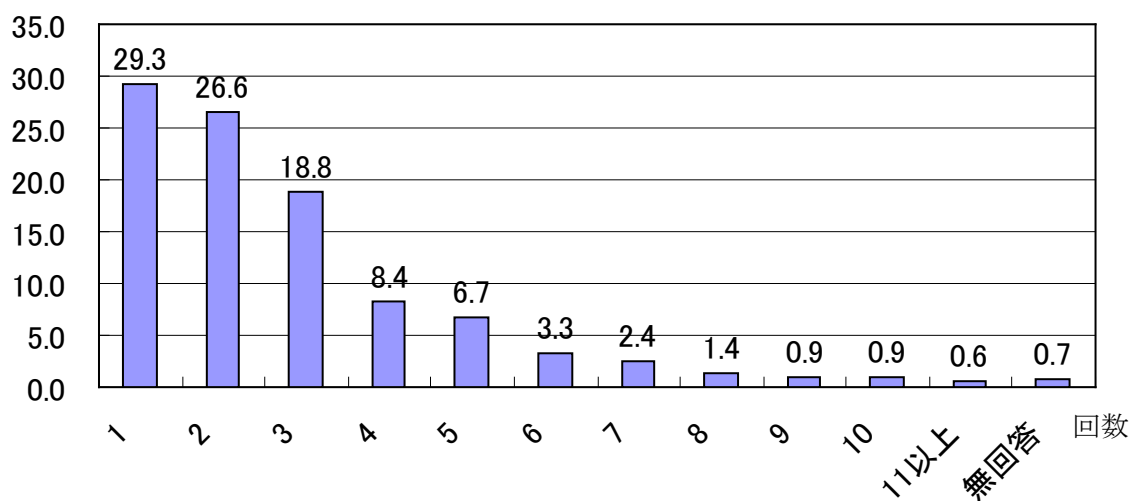


(4) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験回数

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験回数は1回が29.3%、2回が26.6%、3回が18.8%で、3回までで4分の3の人々が合格している。平均は2.8回となっている。  
 (図1-4)

図 1-4 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験回数

回答者数 1,326人 \* 数値は%

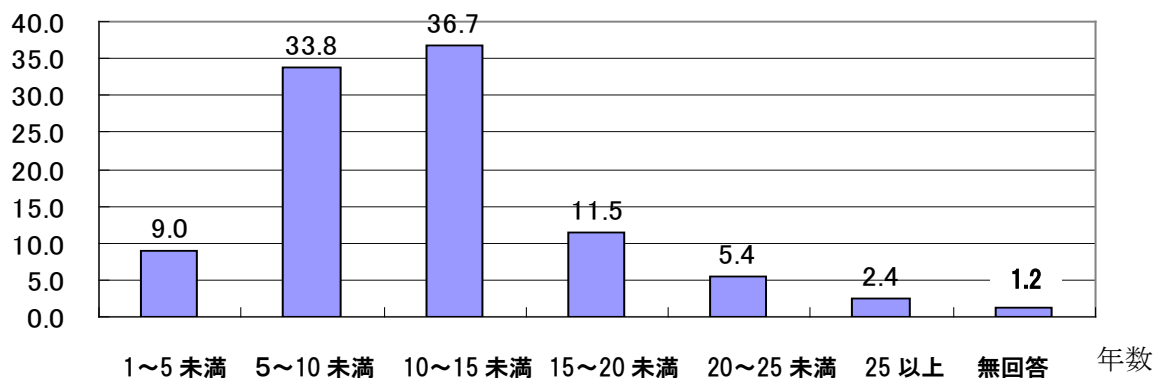


## (5) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの手話・手話通訳学習年数

学習期間が5年未満で合格する者は9%と少なく、5年から15年の層が中心となっている。全体の平均は10.5年となっている。

学習開始から試験合格までの年数が長くなっているのは、性別や年齢のところでも触れたが、集中的な学習機会、高等教育機関での学習機会が少ないために、合格までの学習期間が長期化していると思われる。このことは次項の「学習機会」のところでも、手話奉仕員養成事業や手話通訳者養成事業の受講者よりも、専門学校での学習者が短い学習期間、数回の受験で合格していることと比較するなかで明らかとなっている。（図1-5-1）

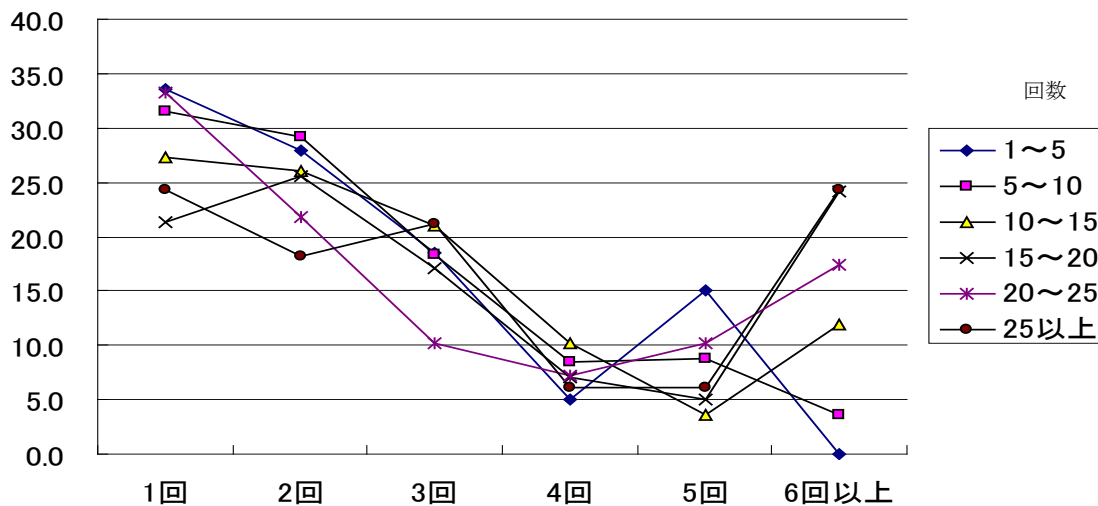
図1-5-1 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの手話・手話通訳学習経験年数  
回答者数 1,326人 \* 数値は%



学習年数と試験合格までの受験回数をクロスしてみると、4回目までで全体の83.1%が合格している。受験者は経験や周囲の助言の中で、合格水準までに知識・技術が高まってから受験する傾向があることがわかる。（図1-5-2）

図1-5-2 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの学習経験年数と手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験回数のクロス集計（全体）

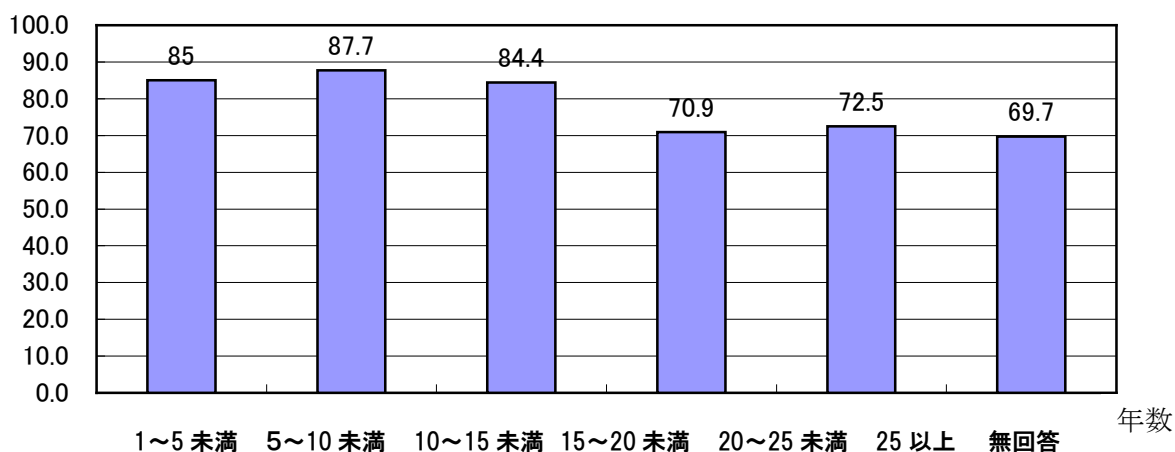
回答者数 1,326人 \* 数値は%



4回目までに合格する割合を15年未満のグループと15年以上のグループに分けて比べると、前者は平均85.7%であるが後者は71.0%と15ポイントの差がみられる。学習期間が長いだけでは合格には至らない。学習内容や質のあり方が問われていると言えよう。また学習経験・期間が長期化すると種々の制限（仕事や家事、家族介護等による学習時間の制限、研修会等への参加の制限）が発生すると考えられる。（図1-5-3）

図1-5-3 学習経験と4回までの合格者の状況

回答者数1,326人 \* 数値は%

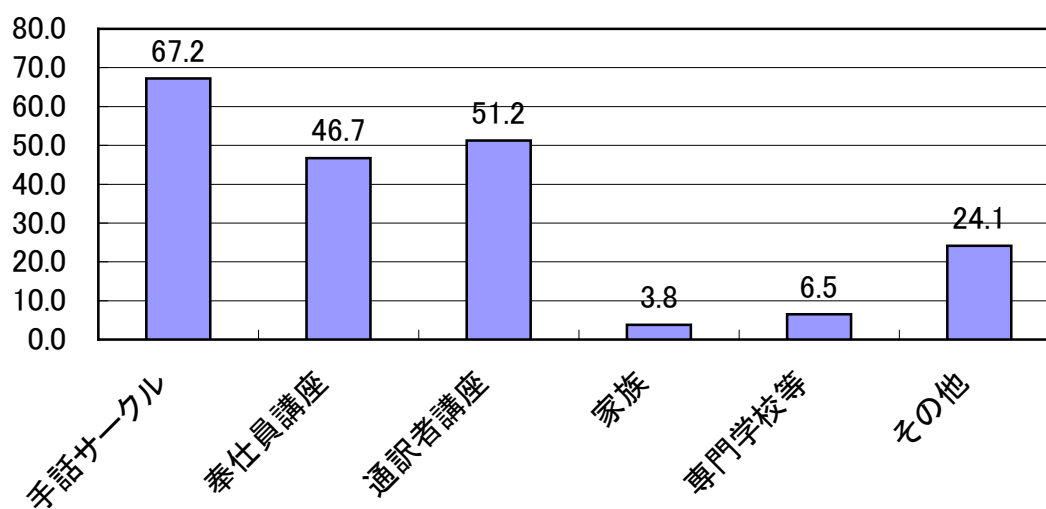


## (6) 手話・手話通訳学習の機会 (重複回答)

手話及び手話通訳学習の機会については、手話サークル67.2%、手話奉仕員養成講座46.7%、手話通訳者養成講座51.2%が主な機会となっている。専門学校等は6.5%にとどまる。(図1-6-1)

図1-6-1 手話及び手話通訳学習の機会 (重複回答)

回答者数 1,326人 \* 数値は%



学習経験年数・受験回数と学習先の比較をすると、回答者全体の67.2%は手話サークルを学習機会としている。その多くが手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座での学習経験者である。図1-6-2~4および表1-6-1~2は、手話サークルでの学習経験の有無を問わないで、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座、専門学校等をつつだけ回答した者の学習経験と受験回数をクロス集計したものである。(図1-6-2~4、表1-6-1~3)

図1-6-2 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの学習経験年数・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験回数・手話奉仕員養成講座のクロス集計（学習機会として手話奉仕員養成講座のみ回答のあった165人分）

\* 数値は%

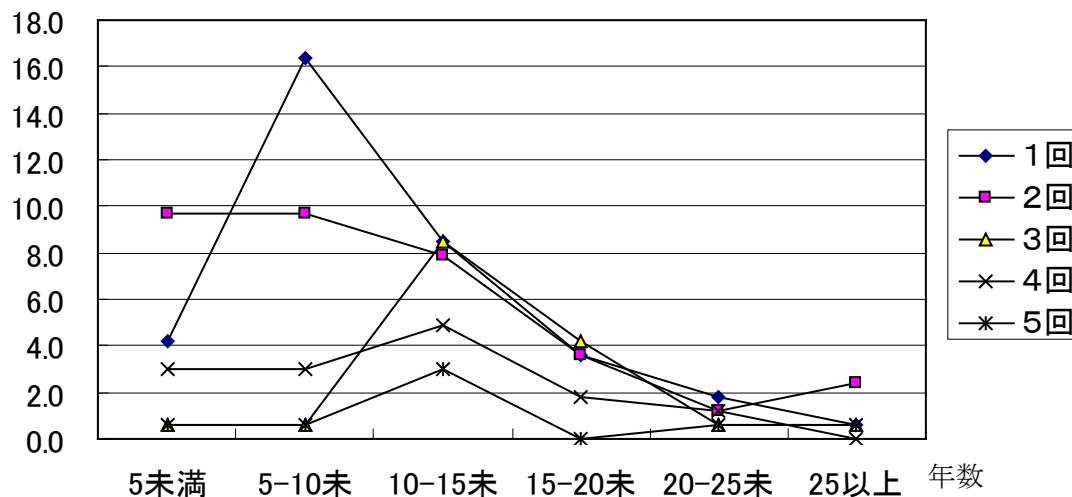


表1-6-1 奉仕員養成講座のみ

回答者数 165人 \* 数値は%

年数 受験回数	5年未満	5-10年 未満	10-15年 未満	15-20年 未満	20-25年 未満	25年以上
1回	4.2	16.4	8.5	3.6	1.8	0.6
2回	9.7	9.7	7.9	3.6	1.2	2.4
3回	0.6	0.6	8.5	4.2	0.6	0.6
4回	3.0	3.0	4.8	1.8	1.2	0.0
5回	0.6	0.6	3.0	0.0	0.6	0.6



図1-6-3 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの学習経験年数・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験回数・手話通訳者養成講座のクロス集計（学習機会として手話通訳者養成講座のみ回答のあった212人分）

\* 数値は%

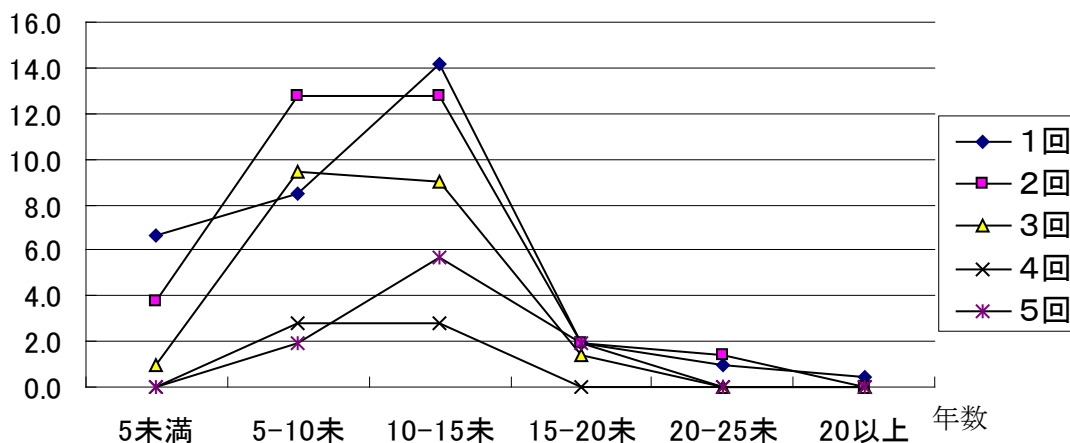


表1-6-2 手話通訳者養成講座のみ

回答者数212人

\* 数値は%

年数 受験回数	5年未満	5-10年 未満	10-15年 未満	15-20年 未満	20-25年 未満	25年以上
1回	6.6	8.5	14.2	1.9	0.9	0.5
2回	3.8	12.7	12.7	1.9	1.4	0.0
3回	0.9	9.4	9.0	1.4	0.0	0.0
4回	0.0	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0
5回	0.0	1.9	5.7	1.9	0.0	0.0

図1-6-4 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格までの学習経験年数・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験回数・専門学校等のクロス集計（学習機会として専門学校等のみ回答のあった51人分）

\* 数値は%

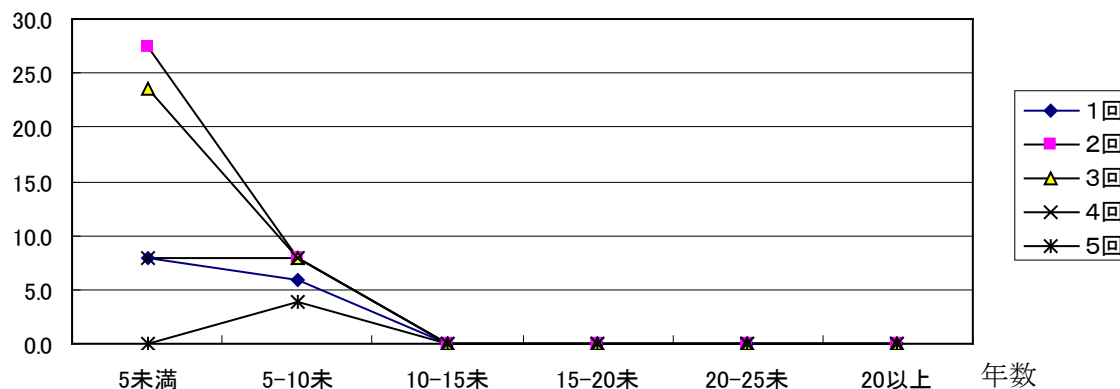


表1-6-3 専門学校等のみ 回答者数 51人 \* 数値は%

年数 受験回数	5年未満	5-10年 未満	10-15年 未満	15-20年 未満	20-25年 未満	20年以上
1回	7.8	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
2回	27.5	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
3回	23.5	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
4回	7.8	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
5回	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0

(専門学校等での学習経験者は全体で86人。うち学習経験10年未満で合格したものは81.8%)

専門学校等のみと回答した群の66.9%が4回までの受験で合格しているのに比べ、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座では、10%台にとどまり、差は顕著なものとなっている。専門学校等では2年間2,000時間程度の学習量が確保されているが、集中的な学習が有効であることが示されていると言える。(表1-6-4)

表1-6-4 5年未満の学習期間で1回～4回の受験で合格した者の割合の比較

\* 数値は%

	奉仕員養成講座のみ	手話通訳者講座のみ	専門学校等のみ
受験回数 1回～4回	17.5%	11.3%	66.9%

5年から10年未満の学習期間では1回～4回の受験での合格する割合は各群ほぼ同じ数値となっている。(表1-6-5)

表1-6-5 5年から10年未満の学習期間で1回～4回の受験で合格した者の割合の比較

\* 数値は%

	奉仕員養成講座のみ	手話通訳者講座のみ	専門学校等のみ
受験回数 1回～4回	29.7%	33.4%	29.3%

## (7) 職業

無職が20.1%で一番多く、次いで公務員で非正職14.9%、以下団体で正職員11.4%、団体非職員10.8%となっている。(表1-7)

表1-7 手話通訳士の職業と身分

回答者数 1,326人

	学生	公務員 (正規)	公務員 (非正規)	団体 (正規)	団体 (非正規)	会社員 (正規)	会社員 (非正規)
人数	5	121	197	151	143	104	60
%	0.4	9.1	14.9	11.4	10.8	7.8	4.5
	無職	自営業	その他	無回答			
人数	266	50	200	29			
%	20.1	3.8	15.0	2.2			

## (8) 職種

就業していると回答のあった者のうち、手話通訳職をあげている者が30.2%で一番多い。次いで事務職となっている。(表1-8)

表 1-8 職種

回答者数 1,326 人

	手話通訳	管理職	事務員	技術職	相談員	指導員	教員
人数	400	50	204	32	53	18	64
%	30.2	3.8	15.4	2.4	4.0	1.4	4.8
	保育職	介護職	看護職	農林漁業 職	営業・販 売	製造工	その他
人数	10	25	21	3	29	2	122
%	0.8	1.9	1.6	0.2	2.2	0.2	9.2
	無回答						
人数	293						
%	22.1						

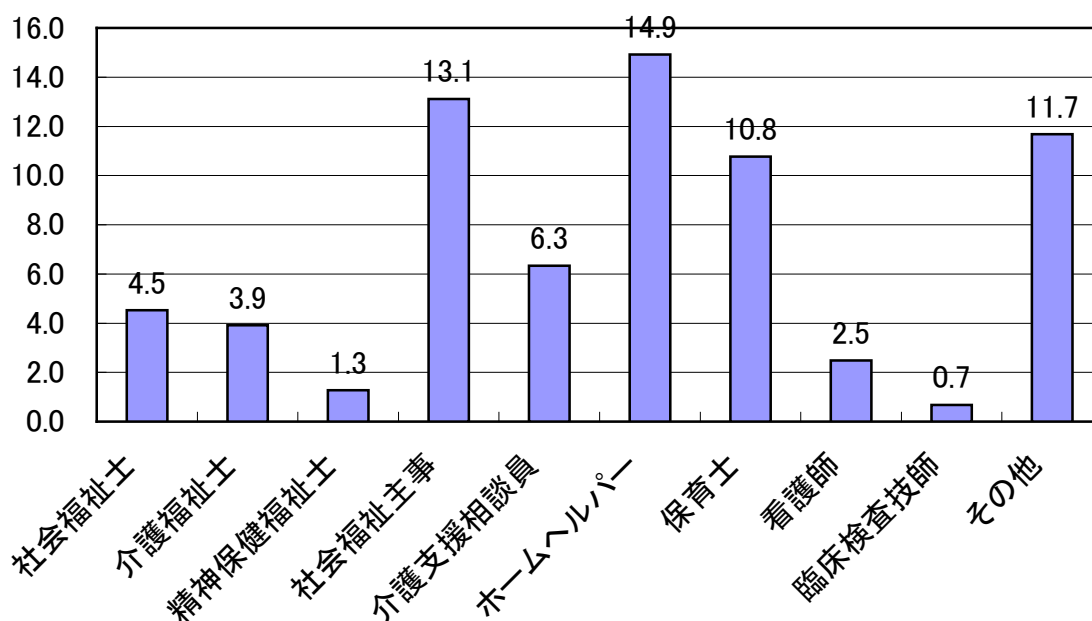
## (9) 手話通訳士資格以外に取得している資格（医療・福祉分野の資格）

手話通訳士資格以外に有している資格としては、ホームヘルパー14.9%、次いで社会福祉主事任用資格13.1%、保育士10.8%、介護支援相談員6.3%となっている。

図1-9 手話通訳士以外の資格

回答者数 1,326人

\* 数値は%

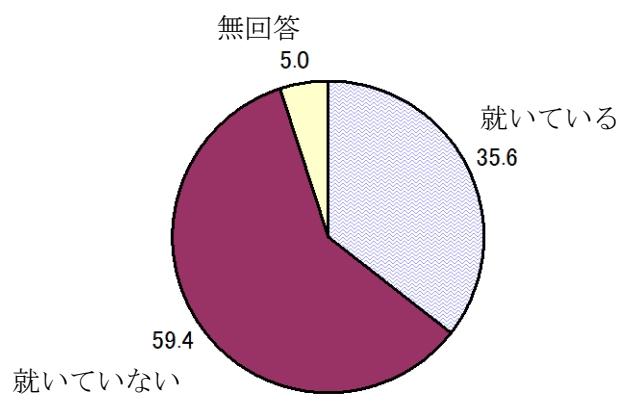


\* その他の中の主な職種：教員 2.3%、心理職関係 1.0%、幼稚園教諭 0.9%

## (10) 手話通訳士資格を活かした職業への就労

手話通訳士資格を活かした職業に就いているかどうかの質問に対して、就いていると回答した者は472人(35.6%) (手話通訳職だけでなく、ろう学校教員、聴覚障害者施設職員等含む)、就いていないと回答した者は788人(59.4%)で、過半数が資格を活かした職業に就いていない状況があることがわかった。(図1-10)

図1-10 手話通訳士資格を活かした職業への就労状況 回答者数 1,326人 \* 数値は%



## (11) 手話通訳士資格を活かした職業に就いていない理由

(10) で手話通訳士資格を生かした職業に就労就いていない者について、その理由を尋ねたところ、手話通訳の仕事に就くことを考えていないが251人(31.8%)で一番多かった。次に手話通訳の仕事自体募集がないと回答したものが170人(21.5%)あった。手話通訳の仕事では生活ができないが129人(16.4%)あった。(表1-11-1)

就いていない理由についての自由記述では、他の仕事に就いているためという理由が60人あり、次いで年齢、病気・体調不安、育児・子育て中、登録手話通訳に従事しているという理由があげられた。(表1-11-2)

表1-11-1 手話通訳士資格を活かした職業に就いていない理由 回答者数 788人

	募集がない	生活できない	考えていない	その他	無回答
人数	170	129	251	174	64
%	21.6	16.4	31.8	22.1	8.1

表1-11-2 就いていない理由 (その他自由記述)

理 由	人数
① 他の仕事をしているため	60
② 年齢	30
③ 病気・体調に不安	17
④ 育児・子育て中	16
⑤ 登録手話通訳に従事	16
⑥ 家族介護	11
⑦ 家事 家庭	7



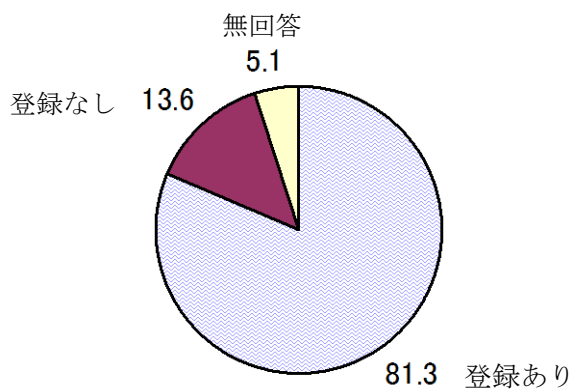
## (12) 手話通訳派遣事業への登録

手話通訳派遣事業は、都道府県・市町村に登録された手話通訳者を、依頼に応じて派遣する事業であり、現在は障害者自立支援法・地域生活支援事業に位置づけられている。

(別に障害者自立支援法の対象とならない領域の手話通訳派遣についても、登録制がとられていることが多いが、その場合は聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者団体などで登録が行われる。)

手話通訳派遣事業への登録ありと回答したものは1,079人(81.3%)あった。他方、手話通訳者登録をしていない者が180人(13.6%)あった。(図1-12)

図1-12 手話通訳派遣事業への登録 回答者数 1,326人 \*数値は%



## (13) 手話通訳派遣事業へ登録の無い場合の理由

手話通訳派遣事業へ登録の無い場合の理由としては、回答では以前登録していたが今はやめているが一番多い。(表1-13-1)

その内容として自由記述で書かれた理由として以下があげられている。一番多いのは「仕事の都合」、次いで「病気や健康上の理由」であった。(表1-13-2)

「設置者は登録を兼ねない」という回答があったが、これは手話通訳者の健康管理の面からのルールだと考えられる。

\*参考：全国手話通訳問題研究会 2005 年の雇用された手話通訳者の調査では、時間外に登録手話通訳者として手話通訳を担当すると回答したものは全体の 28.7%にとどまっている。逆に他の登録手話通訳者に依頼したり (55.8%)、日程調整をする (34.2%) という状況が示されている。

表1-13-1 手話通訳派遣事業へ登録の無い場合の理由 (重複回答) 回答者数180人

	以前していた	士だけで登録不可	したくない	その他	無回答
人数	117	13	9	44	3
%	65.0	7.2	5.0	24.4	1.7

理由：育児、家族介護、年齢、設置業務についている等

表1-13-2 登録しない理由 (自由記述)

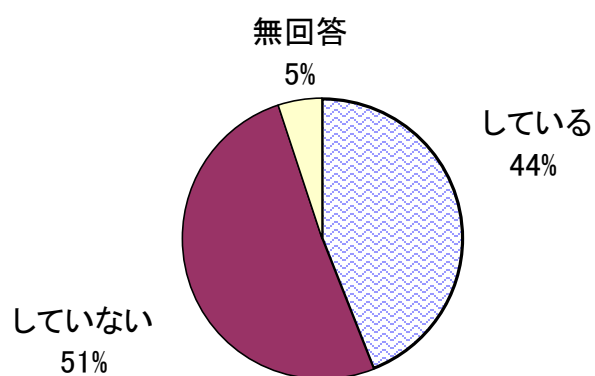
理 由	人数
① 仕事の都合	38
② 病気 健康上の理由	19
③ 設置者は登録を兼ねない	17
④ 転居	16
⑤ 年齢	7
⑥ 育児	6
⑦ 家族介護	5
⑧ 技術的に困難	4
⑨ 家庭の事情	3
⑩ その他	32

## (14) 手話講習会等における講師活動

手話講習会等の講師をしていると回答した者は584人(44.0%)、講師をしていない者は676人(51.0%)となっている。「以前講師活動をしていた」者を加えると全体の63.0%が講師経験者である。(図1-14)

図1-14 手話講習会等における講師活動

回答者数 1,326人 \* 数値は%



## (15) 手話講習会等における講師活動の無い場合の理由

全体の半数である676人は、現在講師活動を行っていない。しかし、そのうち252人は「以前していた」と回答している。(表1-15-1)

講師をしていない理由としては169人が「講師の訓練を受けていない」と回答している。これらの人々は、講師活動の経験者と同等の能力を潜在的には持っていると言える。講師養成の機会があれば力を発揮できる人々だと言える。

また、「手話通訳士資格だけではできない」、「講師の訓練をしていない」(表1-15-1)、「聴者はろう講師のアシスタントという決まり」(表1-15-2)にあるように、手話講習会における指導者については、ろう講師、次に講師研修受講者という順位が存在し、手話通訳士の資格は別という考え方が浸透していることがうかがわれる。

表1-15-1 手話講習会等における講師活動の無い場合の理由 回答者数 676人

	以前していた	士資格だけではできない	講師の訓練なし	したくない	その他	無回答
人数	252	22	169	62	128	43
%	37.3	3.3	25.0	9.2	18.9	6.4

表1-15-2 講師活動をしない理由 その他 (自由記述)

理 由	人 数
① 仕事の都合	23
② 経験不足	12
③ 依頼がない	18
④ 都合が合わない	15
⑤ 聴者はろう講師のアシスタントという決まり	58

その他の理由：忙しい、力量がない、年齢、機会がない等

(16) ～ (19) 司法場面・政見放送・高等教育場面・テレビ放送の手話通訳（専門的な内容・場面の通訳の経験）

政見放送の経験者は、23.1%。他の場面（司法、大学等、テレビ）の経験者は、ほぼ50%。

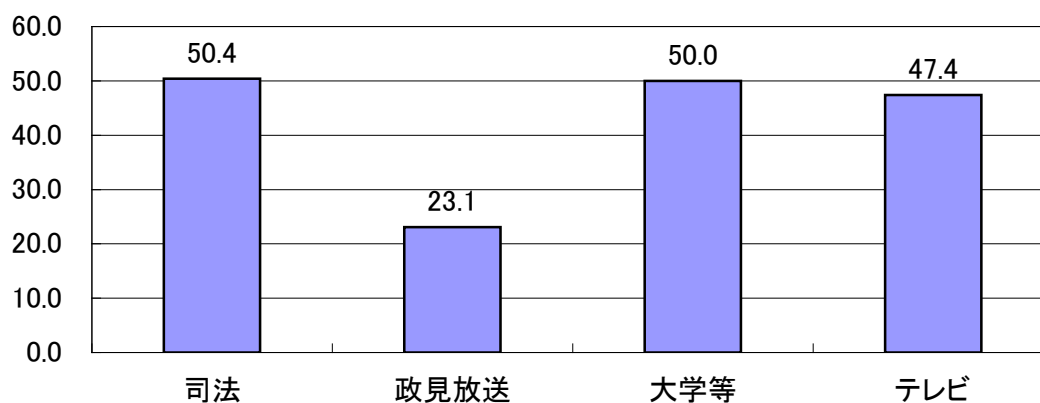
手話通訳士の半数が、政見放送を除き、司法、大学等、テレビといった高度な手話通訳技術・知識が求められる場面で、手話通訳を行っている。（図1-16・19）

政見放送の手話通訳については、平成7(1995)年の参議院選挙から開始されたが、東京の日本放送協会(NHK)局で収録されてきたため、関東在住の手話通訳者にその機会が限られてきたという面がある。平成21(2009)年8月の衆議院選挙では全国8か所の日本放送協会(NHK)局で収録されるようになった。今後、政見放送の手話通訳を手話通訳士が担う機会が拡大していくものと考えられる。

これらの領域については、専門的な研修が必要とされている領域だと言える。

図1-16・19 司法場面・政見放送・高等教育場面・テレビ放送の手話通訳の通訳経験

回答者数 1,326人 \* 数値は%

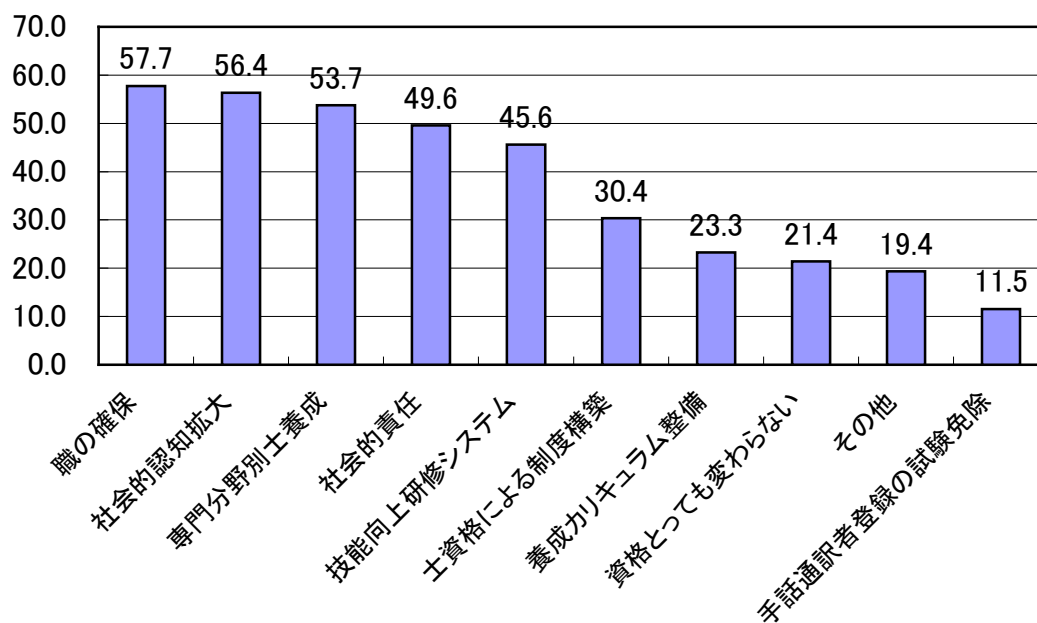


## (20) 手話通訳士資格を取得した現在の所感

手話通訳士資格を取得した現在の所感は、一番多いものとして職の確保があげられ、以下、社会的承認、専門分野別養成、社会的責任の順となっている。

自治体・団体においては、手話通訳士有資格者を募集採用するところもあるが、現状では少数にとどまる。全国どこでも等しく手話通訳が保障されるような国の法制度の整備を求める声があるが、同時にこれは手話通訳士の社会的承認、身分保障を求めるものでもある。(図1-20)

図1-20 手話通訳士資格を取得した現在の所感 回答者数 1,326人(重複回答) \* 数値は%



[以下、自由記述（基礎調査票【問20】）より抜粋]

**基礎調査票【問20】**

**「手話通訳士資格を取得した現在、あなたはどのように感じていますか」**

**① 専門職としての位置づけ**

- 公務員（正規）では、人事異動により様々な分野での仕事に従事することとなる。また、管理職ともなれば、市全体の施策・方針を理解した上で、個々の業務にあたることになる。手話通訳に特化した業務に従事するのは、現状においてはかなり困難と思われる。明確な専門職の位置づけが求められる。
- 登録（市の情提施設）通訳者の中で通訳士であること（有資格者）が考慮されていない。社会的にも資格を活用できるような場がほしい。

**② 職の確保 待遇の改善**

- 士資格を苦勞して取得しても社会的保障がないため、どうしても生活していく方が優先になり、通訳業務に応えるのに限界がある。
- 職業の保障があれば、活動しやすいと思う。

**③ 社会的承認**

- 国家資格として、他業種と同等に扱われるための認知性を高める必要があると思う。
- 手話通訳士＝福祉関係の職業ではなく、民間企業等に資格を有している人が居ること自体が意味のあることだという認識を広めたい。

**④ 何もかわらない**

- 志をもって何度もチャレンジしましたが、現在の職場では資格について何もわからず、何もかわりません。手話仲間やろう者が喜んでくれたのだけが今後のはげみです。
- 取得して後、自分個人の努力以外に方法がなく無力感を……私の地区では資格の有無は、通訳活動上何の意味がないように感じます。

**⑤ 法制度の確立**

- 行政機関や公的機関での通訳者は士有資格者に限定する法制度を整備させる。裁判員裁判・検察審査会等の司法場面での通訳は「士」資格者に限定する法令をつくらせる。
- 国の制度が確立されていないため、「士」として働く場や機会がないので、モチベーションの維持が困難である。

## ⑥ 専門研修 自己研鑽

- 登録する士にも日中活動できる者は限られますし、得意とする分野も様々です。専門性から（大学講義、医療、科学技術 etc.）専門分野の学習が必要と考えます。
- 音声言語通訳者のように専門分野ごとのスペシャリストの養成は必要になってくると思うが、今の通訳士の身分のまま、それだけの時間と費用を伴うのは、負担が大きすぎる。

## ⑦ 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の改善

- 合格の基準、合格者の技術レベルが低い。社会的責任がある、大切な資格なので、もっと質・技術レベルの高い資格としてほしい。特に読み取りの質の低さに、困るのは聴覚障害者だということを実感して、技術向上に励んでいくべきだと思う。
- 試験を受けて感じたことは、ろう者と接することなく教材のみの学習によって合格できる試験だということ。資格を取得してもそれが良い通訳となり得るのかは本人次第。習得したとたんに態度が変わり、士資格保有者に対するろう者の気持ちは、好意的でない場合も多い。

表1-20は、所属・身分別に、手話通訳士資格に対する要望や課題をみたものである。全体として、公務員（非正規）、団体職員（非正規）に属する人々からの強い要求がみられる。（表1-20）

表1-20 資格に関する意見：職業身分（上位5項目）

\*各項目平均以上を網かけ・ゴシック体（学生 その他除く）

\*数値は%

	職の確保	社会的認知 拡大	専門分野別 士養成	社会的責任	技能向上研 修システム
全体	57.7	56.4	53.7	49.6	45.6
公務員（正規）	53.7	58.7	52.1	47.9	47.1
公務員（非正規）	71.1	64.5	52.3	53.3	47.7
団体職員（正規）	60.9	55.0	49.0	51.0	39.7
団体職員（非正規）	58.7	58.7	59.4	53.8	43.4
会社員（正規）	49.0	44.2	51.9	48.1	42.3
会社員（非正規）	63.3	55.0	50.0	35.0	50.0
無職	49.1	51.7	54.3	47.2	46.4
自営業	52.0	66.0	54.0	46.0	50.0



(21) ～ (23) 国立障害者リハビリテーションセンターの「専門研修」、社会福祉法人全国手話研修センターの「現任研修」、一般社団法人日本手話通訳士協会の「研修会」への参加経験

国リハ研修への参加者は16.5%、研修センター研修21.0%、士協会研修46.5%にとどまる。

上記三つの専門研修について、いずれも参加経験が少ない。他方、「基礎調査」(20)、「手話通訳士資格を活かした職業に就いている者への調査」(7)、「手話通訳派遣事業に登録している者への調査」(5)にみるように、研修の要求は高い。

日本手話通訳士協会の行う研修は毎年3回、1泊2日の日程で開催地を変えて全国各地で開催されている。一方、国リハ研修(埼玉)、研修センター研修(京都)は、4泊5日の日程で、それぞれの所在地での開催となっている。

「研修に参加できない理由」にあるように、日程が合わないというなかには、仕事や家庭、地域の役割等との調整の問題がある。また、埼玉、京都から遠方に在住であれば費用(旅費・参加費、宿泊費等)も合計すると数万円から十数万円必要ということになり、参加しにくい研修機会となっている。身近な地域で、集中的な専門研修の実施が求められている。

図1-21・23-1 各種団体の行う研修会への参加経験 回答者数1,326人 \* 数値は%

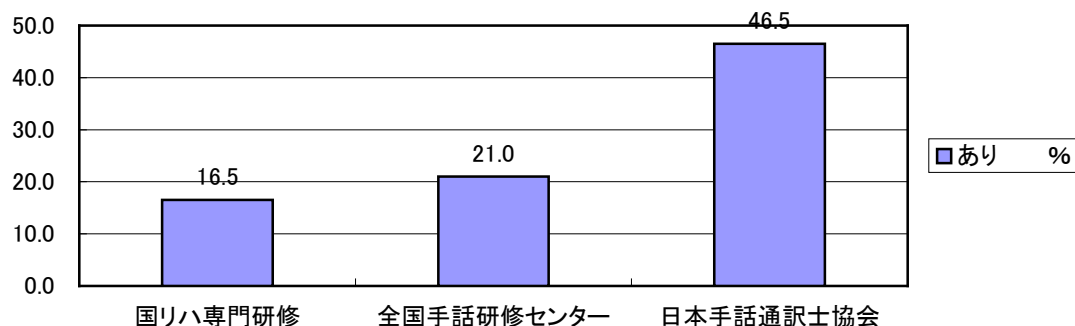
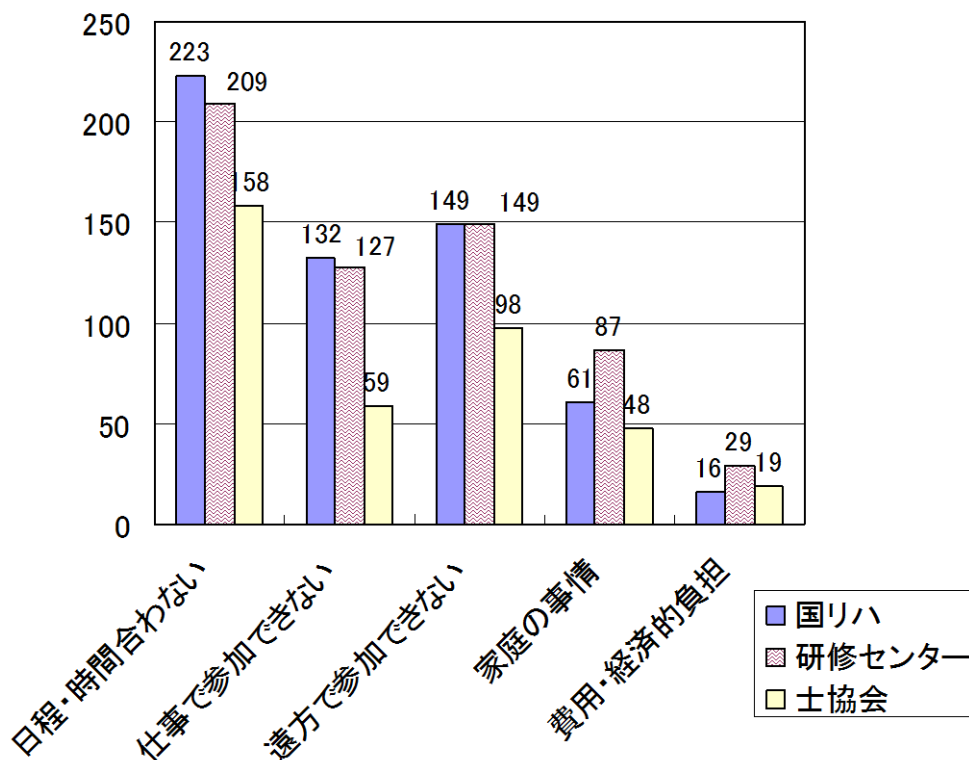


図1-21・23-2 研修会へ参加できない理由（自由記述）

\* 数値は人数



## 2. 手話通訳士資格を活かした職業に就いている者への調査

482人回答

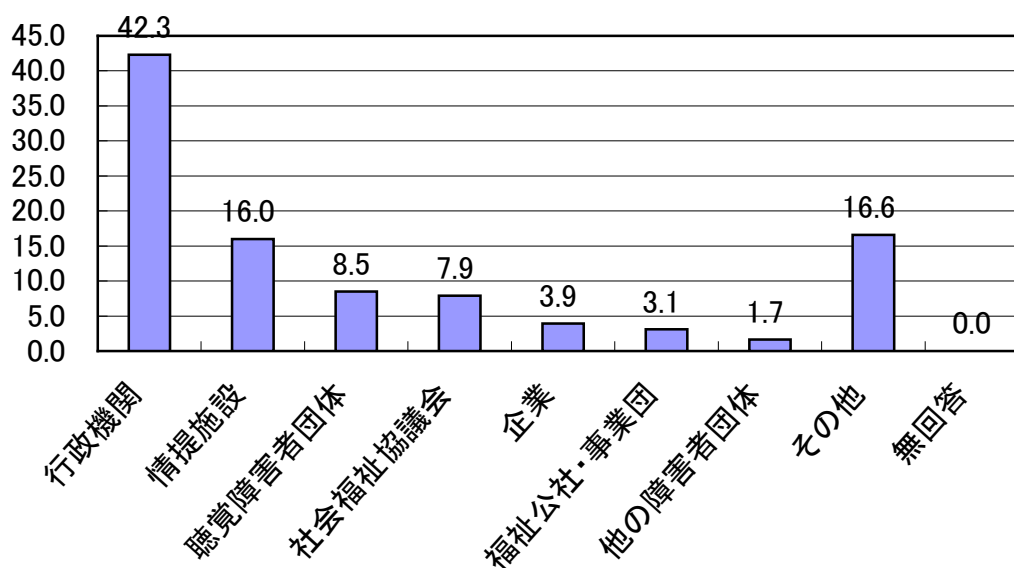
手話通訳士資格を活かした職業に就いていると回答のあった者の内、482人から以下の項目の回答があった。

### (1) 就労先

就労先としては 42.3%が行政機関に就労している。次いで聴覚障害者情報提供施設 16.0%、聴覚障害者団体 8.5%、社会福祉協議会 7.9%、企業 3.9%等となっている。その他のなかには、大学・専門学校・ろう学校、福祉施設等が含まれる。

図2-1 就労先

回答者数 482人 \* 数値は%



## (2) 身分

手話通訳士資格を活かした職業に就いていると回答のあった者の、雇用先の身分について見ると、非正職員身分の者が多数を占める。(図2-2-1)

非正職員の比率が高い順にみると、行政機関 88.5%、聴覚障害者団体 68.4%、他の障害者団体 50.0%、社会福祉協議会 48.6%、聴覚障害者情報提供施設 46.7%となっている。(図2-2-2)

行政機関、社会福祉協議会に属する手話通訳者のほとんどが、障害者自立支援法第77条によるコミュニケーション支援事業・手話通訳者を設置する事業によるものであると考えられる。財源は障害者自立支援法に定められるが、手話通訳者を設置する事業にいくら予算を配分するかは市町村の裁量となっているため、地域格差がみられ、常勤嘱託から週2時間程度の臨時雇用というような非正職員の形態で雇用されている。

聴覚障害者情報提供施設は、平成2(1990)年に身体障害者福祉法第三四条に規定された「聴覚障害者用の録画物」の製作及び利用に供すること、「手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する」施設である。「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」においては、職員配置基準として施設長および「施設の運営に必要な職員を置かなければならない」(第四〇条)とあるが、点字図書館の職員配置基準(第三八条 施設長含めて5人以上)と比べ、基準は明確に示されていない。そのようななかで、全国聴覚障害者情報提供施設協議会の調査(平成19(2007)年)では、回答のあった27施設中18施設で、6人以上の職員(手話通訳以外の業務担当者を含む)を配置しているが(平均8.7人)、国の職員配置基準が明確でないために、上記でみたように聴覚障害者情報提供施設に働く手話通訳士の46.7%が非正職員という実態となっている。職員配置基準の明確化とあわせて必要な人員が確保されなければならない。

図2-2-1 雇用されている手話通訳士の身分 回答者数 472人 \* 数値は%

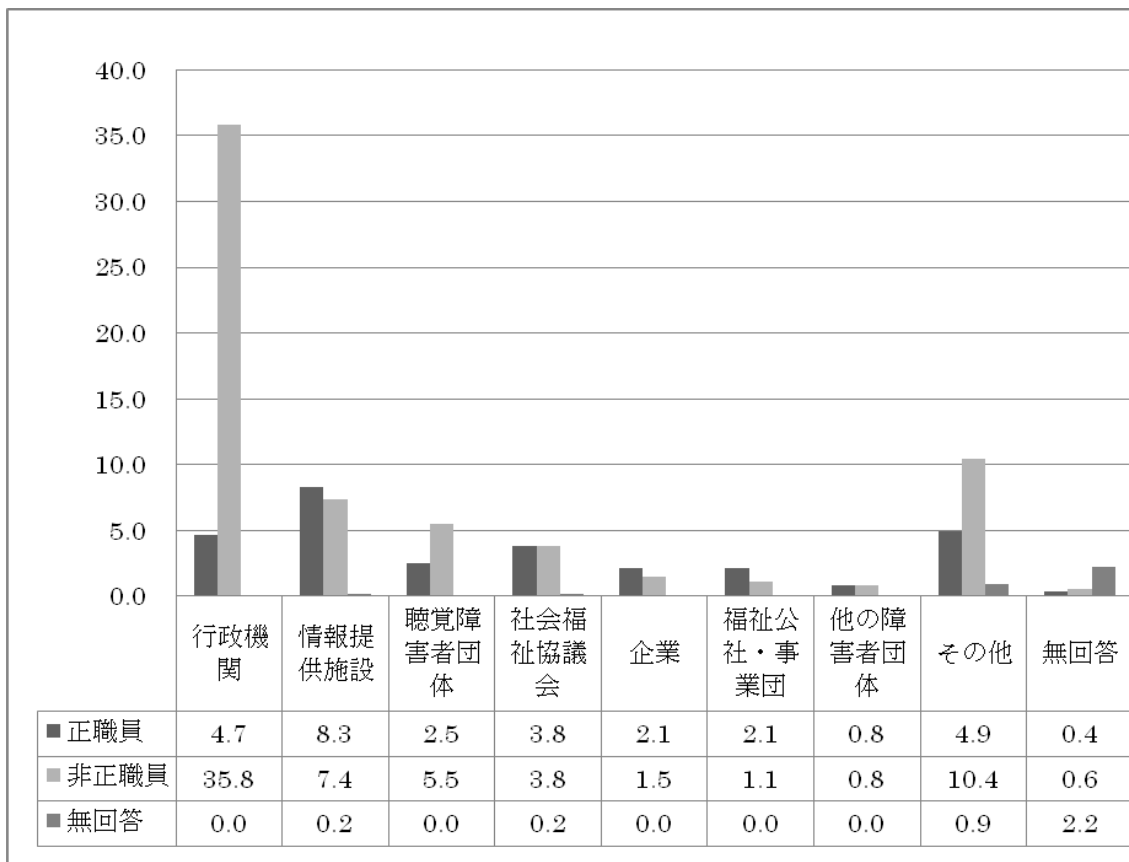
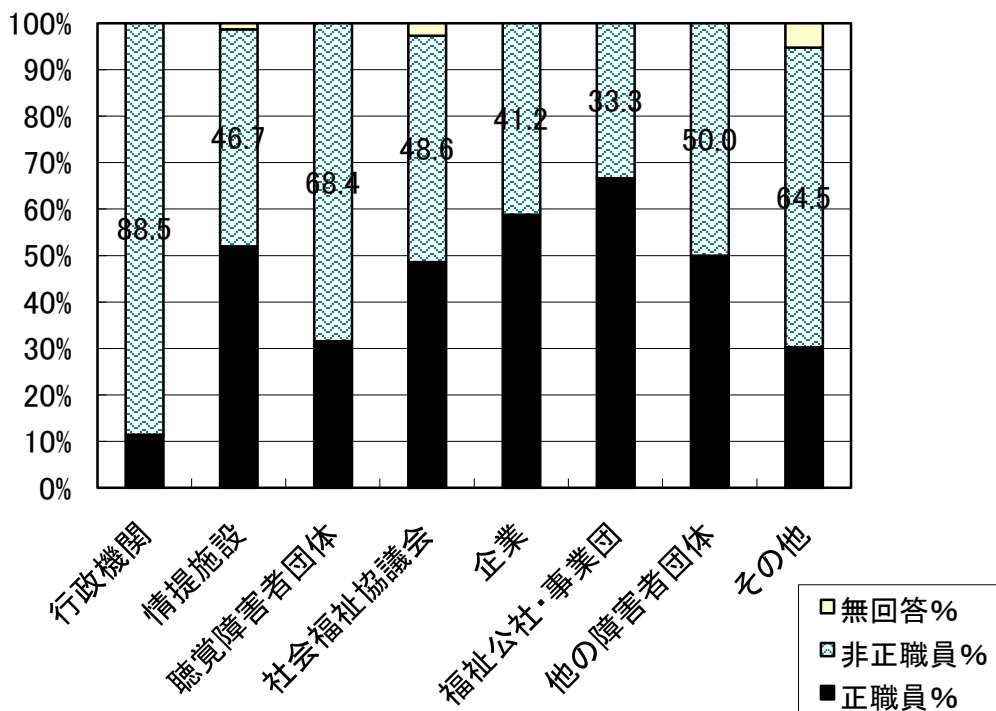


図 2-2-2 就職先別身分の割合

回答者数 472 人 数値：%



## (3) 職名

手話通訳士資格が活かされる職場で手話通訳士に付けられた職名は、手話通訳、嘱託職員、相談員、支援員、ろうあ者相談員など多様な状況になっている。このことは、手話通訳者（士）の職場での業務や位置づけが一律ではないことを示すと共に、全国的な基準が無く、位置づけが明確ではないことが示されていると言えよう。（表2-3）

表2-3 職場で手話通訳士に付けられている職名 回答者数 425人 \*数値は人数

手話通訳	189	支援員・指導員	9
相談員	31	支援専門員	2
嘱託・非常勤	28	手話協力員	12
事務	23	その他	116
コーディネーター	15	/	

**[回答のあった職名]****1. 職名に「手話通訳」を含むもの**

手話通訳、手話通訳者、専任手話通訳、専任手話通訳者、手話通訳（日雇い）、非常勤手話通訳、手話通訳嘱託員、手話通訳士、嘱託（手話通訳士）、特別臨時職員・設置手話通訳者、主任手話通訳士、専従手話通訳者、手話通訳業務嘱託員、営業補助・手話通訳、行政職主任（手話通訳士）など

**2. 職名に「相談員」を含むもの**

聴覚障害者相談員、ろうあ者相談員、手話相談員、ろうあ者福祉指導員、手話生活相談員、ふれあい相談員、障害者職業相談員、相談支援員、窓口相談員、ろうあ者・盲ろう者相談員、職業相談員、障害者福祉相談員、障がい者相談員兼手話通訳など

**3. 職名に「嘱託」「非常勤」を含むもの**

嘱託職員、非常勤嘱託職員、常勤嘱託、嘱託（手話通訳士）、非常勤、嘱託など

**4. 職名に「事務」を含むもの**

事務員、事務局事務職、事務職、事務、事務主任、事務職（研究職）、事務補助員など

**5. 職名に「コーディネーター」を含むもの**

手話通訳派遣コーディネーター、専任手話通訳コーディネーター、手話通訳・要約筆記派遣コーディネーター、コーディネーター、派遣コーディネーター及び一般事務、障害者就労支援コーディネーターなど

**6. 職名に「手話協力員」を含むもの**

手話協力員

**7. 職名に「支援」を含むもの**

支援員、指導員（支援員）、就労支援員、生活支援員、介護支援専門員、障害者支援専門員、障害者専門支援員、支援員（生活・就労）、自立支援員兼手話通訳者

**8. その他**

待機通訳、窓口通訳、手話コミュニケーター、情報支援員、障害者雇用アドバイザー、要約筆記指導員、主査、主事、主事補、主任、係長、副主幹、福祉部長兼福祉事務所長、グループリーダー、部長、非常勤専門員（福祉交流施設管理事務）、課長補佐、副課長、技査、次長、雇用指導官、事務局次長、ケースワーカー、所長、事務局長、施設長・常務理事、教員、講師、準教員、時間講師、臨時的任用教諭、非常勤講師、補助教員、教授、准教授、職業訓練講師、管理職、看護師、臨時技術員、スタッフ、乳幼児教育相談、学童保育の指導員、手話のTV番組制作ディレクター、パソコンインストラクター、企画職、介護員、介助員など



#### (4) 現に就労している職場における従事年数

手話通訳士資格が活かされる職場で働く手話通訳士の平均勤続年数は8.2年であった。正職員・非正職員に分けてみると正職員は平均10.6年、非正職員は平均7.0年となっている。非正職員の平均勤務年数は正職員の平均勤務年数より2.4年短い。

5年未満の勤続年数でみると、それぞれの群で、正職員は36.2%を占め、非正職員40.4%となっている。(図2-4)

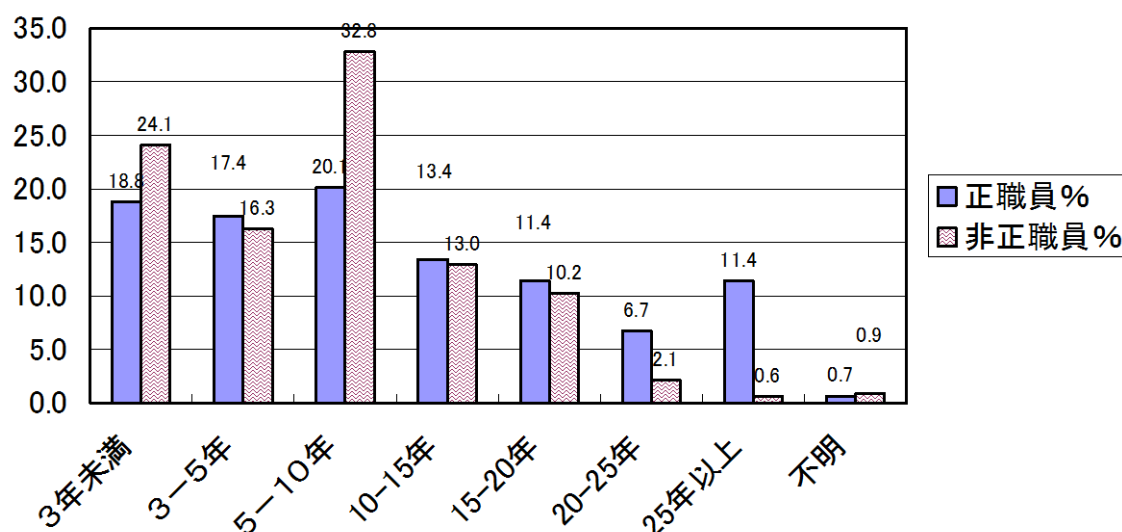
非正職員は、勤続年数5年未満が40.4%、5年から10年未満では32.8%となっている。非正規雇用の多くは、雇用期間の定めのある雇用形態である(更新が認められる場合もある)。不安定身分のために、長期にわたって継続して働けない状況がみられる。あわせて個人的な理由から短期間で退職していることが推察できる。

\*参考：全国手話通訳問題研究会の2005年調査では、雇用された手話通訳者の63.3%が「仕事が継続できない・仕事をやめたいと思っている」と回答している。理由としては「体力や健康上」37.1%、「経済的理由」14.5%、「家族介護・育児」14.3%。

本調査においても、(5)給与月額にみるように、非正職員は公務員で149,000円、団体職員では125,000円と低い所得になっている。また「手話通訳士を活かした仕事に就いていない理由」として「基礎調査」(11)でみるように、経済的問題、病気・体力の問題、育児・介護等の理由があげられているが、非正職員が継続して働けない状況が存在している。

図2-4 勤続年数

回答者数 481人 \* 数値は%



(5) 決まって支給される給与（月額）

全体の平均給与月額は166,783円。公務員・団体職員の賃金格差、正職員・非正職員の賃金格差がみられる。

特に団体非正職員の賃金は生活給としては不十分なほどに低い。全体でみても20万円以下が67.1%を占めている。

図2-5-1 就労先・身分別月額平均給与 回答者数 386人 \* 数値は円

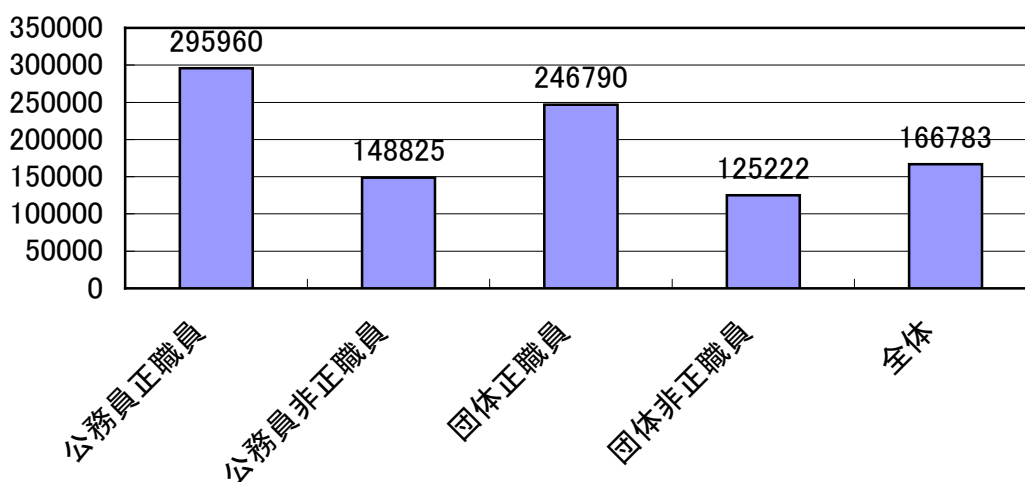
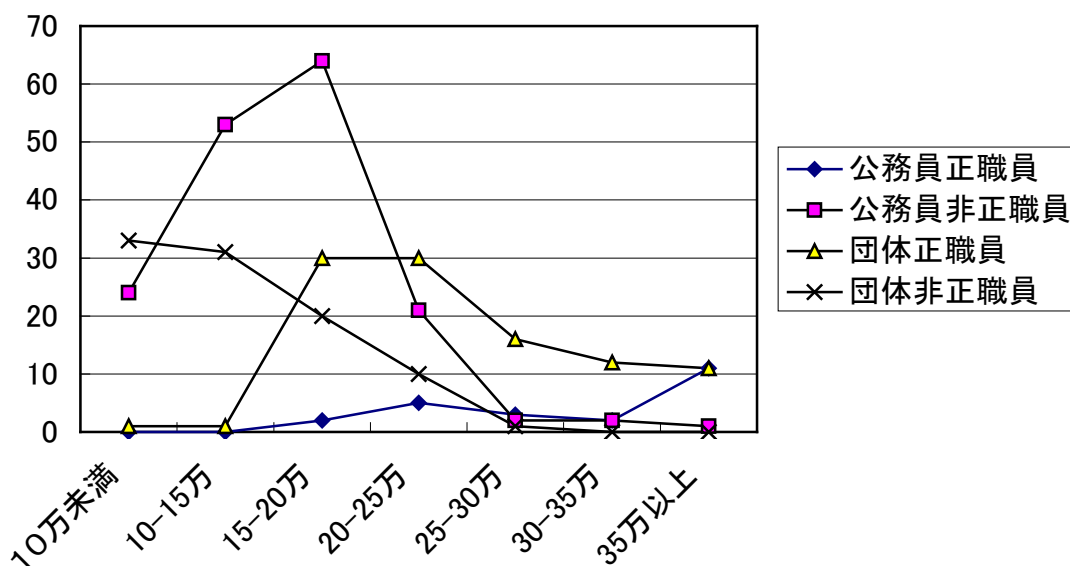


図2-5-2 就労先・身分別月額給与の分布 回答者数 386人 \* 数値は人数



## (6) 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務及び頻度

就労している職場において手話通訳士資格を持つ者の業務は、図2-6 のようになっている。手話通訳業務以外の業務について、全体の半数が兼務を行っていることになる。

(図2-6)

1 か月あたりのそれぞれの業務の頻度については、表2-6 のように、事務が一番多く、次いで手話通訳業務、手話通訳派遣コーディネート業務、相談業務となっている。

(表2-6)

図2-6 手話通訳等の業務内容（重複回答）

回答者数 482人 \* 数値は%

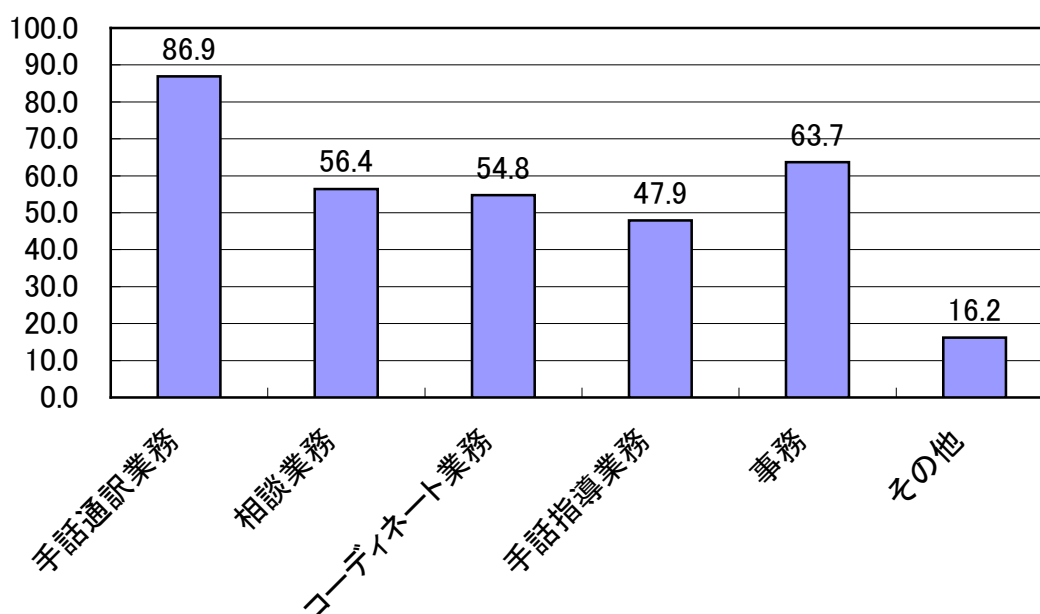


表2-6 手話通訳等の業務頻度（1 か月あたり平均件数）

回答者数 482人 \* 数値は業務の頻度

業務	頻度
手話通訳業務	11.8
相談業務	9.9
コーディネート業務	11.6
手話指導業務	3.1
事務	16.8

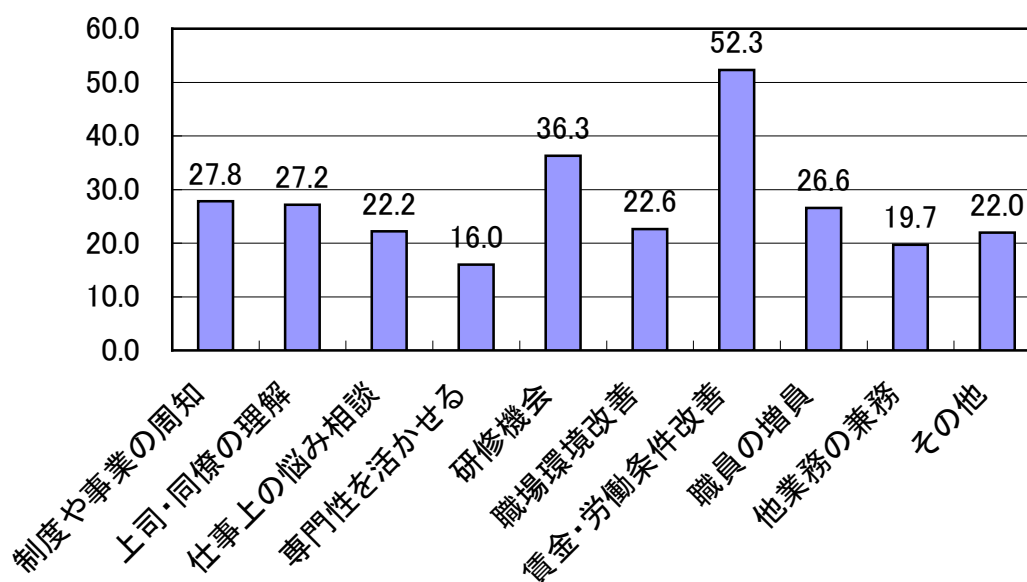
## (7) 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題

手話通訳業務の課題としては、賃金・労働条件の改善が一番多く52.3%、次いで研修を受ける機会36.3%、制度や事業の周知27.8%、上司・同僚の理解27.2%、職員の増員26.6%となっている。(図2-7-1)

身分別にみても、制度周知、上司等の理解、悩み相談、研修機会については、若干非正規職員が多い。賃金・労働条件については、非正規職員の要求がより強く示されている。職員の増員については、正職員の要求がより強い。(図2-7-2、表2-7-1)

図2-7-1 職場で行っている手話通訳業務の課題 (重複回答)

回答者数 482人 \* 数値は%



その他：緊急時の対応整備、人材育成、設置時間の延長など

図2-7-2 職場で行っている手話通訳業務の課題

身分別：正職員149人・非正職員332人について

\* 数値は%

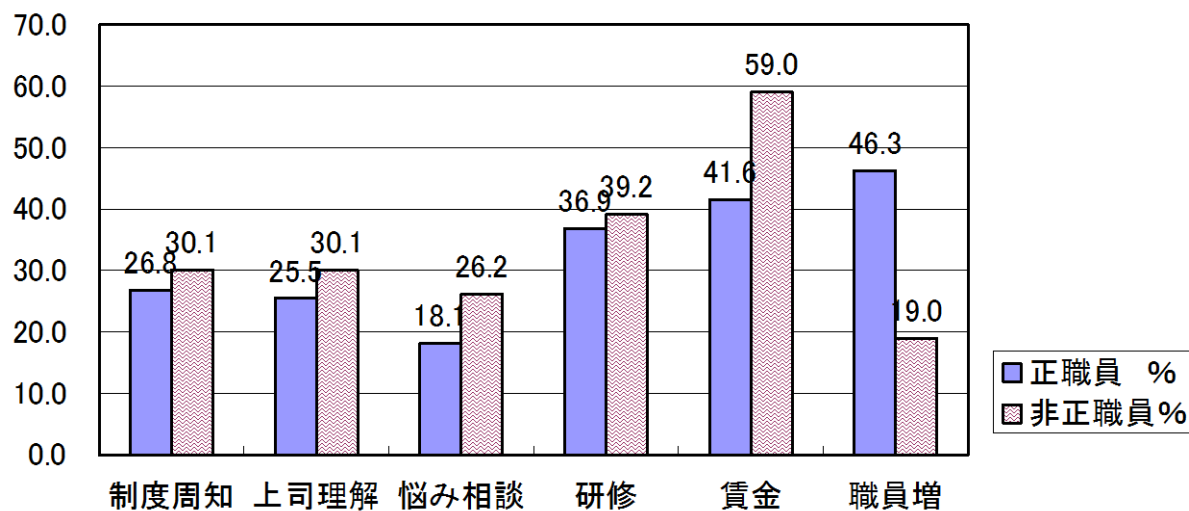


表2-7-1 職場で行っている手話通訳業務の課題

身分別：正職員149人・非正職員332人について

課題	正職員 (%)	非正職員 (%)	数値の差・ポイント
制度周知	26.8	30.1	3.3
上司等の理解	25.5	30.1	4.6
悩み相談	18.1	26.2	5.1
研修機会	36.9	39.2	2.3
賃金・労働条件改善	41.6	59.0	17.4
職員の増員	46.3	19.0	27.3

[以下自由記述（調査票【A】問7）より抜粋]

調査票【A】問7

「現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題」

① 業務環境の改善

- 手話通訳以外の業務が大半を占め、正式には通訳としての業務は任されていないこと。
- 今は上司の理解があり、幅広く業務を行えている（企画等も含めて）が、上司がかわるとどうなるかの不安は残る。
- 要綱が通訳のみに限定されており、常に上司に確認しながら自己努力で業務を広げている。

② 制度改善

- 県の設置として各市町設置との連携や、制度の発展への支援が、できていない。
- 通訳派遣範囲の拡大に伴う、予算・人員・制度の充実、周知のために地域の人々（健聴者）にも必要性のある施設への変化。
- 若い通訳者たちが、この職業を選択して、自立した暮らしが営めるようにすることが、全国的課題だと思います。

③ 時間の拡大

- 市役所福祉課に週2日計6時間のみの設置なので、時間の拡大、業務の拡大を訴えているが、なかなか行政に理解されない。又ろう協会のバックアップも少ない。

④ 理解の拡大

- 「手話」そのものの考え方が、ボランティアという意識がまだまだ残っている。軽く考えられがち。理解を求めている。
- このままでは、男性の専任はムリです。が、ろう協からの要望は上がってこないのに、上司に訴えても、「ろう協が、何も言わない」と言って不安定な身分を理解してくれない。

⑤ 人材の確保

- 登録手話通訳者がとても不足している。昼間の通訳者がいない。
- 登録手話通訳者の養成、人材育成、制度や事業の改善、財源確保。

**⑥ 多忙・業務過重の解消**

- コーディネートから相談、自らの派遣、また、講習会関連業務が手話・要約筆記それぞれに発生し、業務過多となっている。登録者数の不足。
- 窓口業務兼務。裁判・相談等、内容の濃い通訳を終えて席に戻っても、休めないまま、窓口の仕事に入る。その辺りのことが、周りの人には分かってもらえてない。どう話すと分かってもらえるのか苦慮している。

**⑦ 待遇改善・身分保障**

- アルバイトで何も保障がない。労働条件以前の問題。必要性は理解してくれているが、雇用形態そのものの課題がある。
- 身分が不安定な上に、通訳業務だけでなく、業務に関する行政との予算収支等に係る全てのこと及び本来は雇用主や管理職がすべき福利厚生費等の管理まで強いられていることへの身体的・精神的負担。

**⑧ 専門性の確立**

- 手話通訳業務のみでも「仕事」、専門職としての保障を。
- 手話通訳士レベルの職員をそろえるべき職場であるが、法人の方針により、通訳士資格手当が3年前に廃止され、また募集も「士」を必ずしも条件としていない。

## (8) 現に就労している職場において手話通訳士資格をさらに活かすために (自由記述)

手話通訳士資格を活かすために望むこととして、212人が自由記述欄に記入をした。

下表8-1のように、「専門職としての社会的承認」、「待遇改善・身分保障」、「資格・事業の法的確立」、「業務改善」、「理解の拡大」の順となっている。(表8-1)

表8-1 手話通訳士資格を活かすために望むことの分類集計 (重複回答) \* 数値は人数

種 類	人 数
専門職としての社会的承認	40
待遇改善 身分保障	33
資格・事業の法的確立	19
業務の改善	18
理解の拡大	17
正職員としての雇用	15
研修の保障	13
その他	57



[以下自由記述（調査票【A】問8）より抜粋]

調査票【A】問8

「現に就労している職場において手話通訳士資格をさらに活かすためにはどのようなことを望みますか？」

① 専門職としての社会的承認

- 手話通訳士とはどんな専門性があるのか知識の普及と社会的認知の必要性を感じています。
- 手話通訳士資格が知られていない。地域の手話ボランティアと同じように考えられている。聴覚障害者の社会参加のためのプロとして、周知を望む。

② 待遇改善 身分保障

- 「士」を取っても職場の環境はかわらない、賃金は上がらないし……資格取得にかかる費用は自腹だし……。
- 身分保障と賃金保障 後輩に希望を持たせるような職種にしたい。行政の設置事業では積極的に「士」を雇用する方針になれば良いと思う。

③ 資格・事業の法的確立

- 役所や病院に手話通訳を設置して欲しい。
- 市役所窓口に必要な通訳者は、市職員として採用し、配置して欲しい。聴覚障害者の生活全般に関わり、困難且つ継続対応が必要なケースに社協職員の特性（ネットワーク等）も活かして支援していきたい。又、通訳士が聴覚障害者に関わる専門職であることが認知されるように取り組んでいきたい。

④ 業務の改善

- 手話通訳業務とコーディネート業務のほどよいバランスによって、「士」にふさわしい通訳技量を維持し、よりよいコーディネートを行い、結果として通訳派遣制度全体の充実をはかりたいです。
- 身分による就業制限があるので、本来の仕事であっても、勤務時間外については情報すら入ってこないことが多くあります。柔軟な体制作りや情報提供を望みます。

**⑤ 理解の拡大**

- 手話通訳についての理解や聴障者に対する理解を持った職員の増員。
- 市職員の認識の改善 手話通訳が専門技術を要するという認識がまだ足りない。1年間くらいの講習で技術が身につくと思っている人が多いし、手を動かしている時だけが通訳の仕事と思われているので、「仕事」を目に見えるものにしたい。

**⑥ 正職員としての雇用**

- 正規の職員として、採用される場が増えて欲しい。未だにボランティア的意識が強いので、改善される見通しはとても遠い。専門職だということを、広くみんなに知ってもらいたい。
- 情報提供施設における「手話通訳士」設置の義務化や正職化。

**⑦ 研修の保障**

- 研修会へ参加するための予算措置。
- 有資格者向けの現任研修がもっと充実すれば、個人の技能向上とともに通訳士として他の通訳者へのよりよい指導が行えると思う。

### 3. 手話通訳派遣事業に登録している者への調査

1,088人回答

#### (1) 登録先の事業所

登録先の事業所としては、表3-1のようになっている。登録先1でみると、市町村役所に登録している者が一番多く、次いで聴覚障害者情報提供施設、都道府県、聴覚障害者団体等となっている。(表3-1)

2か所以上手話通訳登録している者は650人(59.7%)。3か所以上登録者は180人(16.5%)となっている。登録先が複数以上あるということは、通訳依頼が複数から入ることである。特定の手話通訳者に手話通訳が集中しないような配慮および手話通訳者自身の自己管理が求められている。

登録年数の平均をみると、登録先1では11.3年、登録先2では9.8年、登録先3では6.9年となっている。(表3-1)

表3-1 登録先の事業所 (重複回答) 回答者数 1,088人 \* 数値は人数

	登録先1	登録先2	登録先3	登録先4	登録先5
都道府県	202	32	8	2	1
都道府県社会福祉協議会	9	4	1	0	0
聴覚障害者情報提供施設	252	60	7	0	0
身体障害者団体	26	17	4	0	0
聴覚障害者団体	172	118	25	3	0
市町村役所	295	312	81	23	12
市町村社会福祉協議会	84	49	26	6	4
その他	48	58	28	6	1
合計	1,088	650	180	6	18

登録年数平均 (年)	11.3	9.8	6.9	4.8	3.7
------------	------	-----	-----	-----	-----

## (2) 平成21(2009)年9月の1か月間で行った手話通訳派遣数

平成21(2009)年9月1か月あたり平均4.4件の派遣通訳を行っている。5件以下が全体の68.1%を占めている。なかには最大30件の手話通訳を1か月でこなした者もある。(図3-2-1)

領域別に派遣された1か月あたりの件数・平均をみると、医療3.2件、労働2.4件、教育1.8件となっている。(図3-2-2)

図3-2-1 1か月あたりの派遣件数

回答者数 1,088人 \* 数値は%

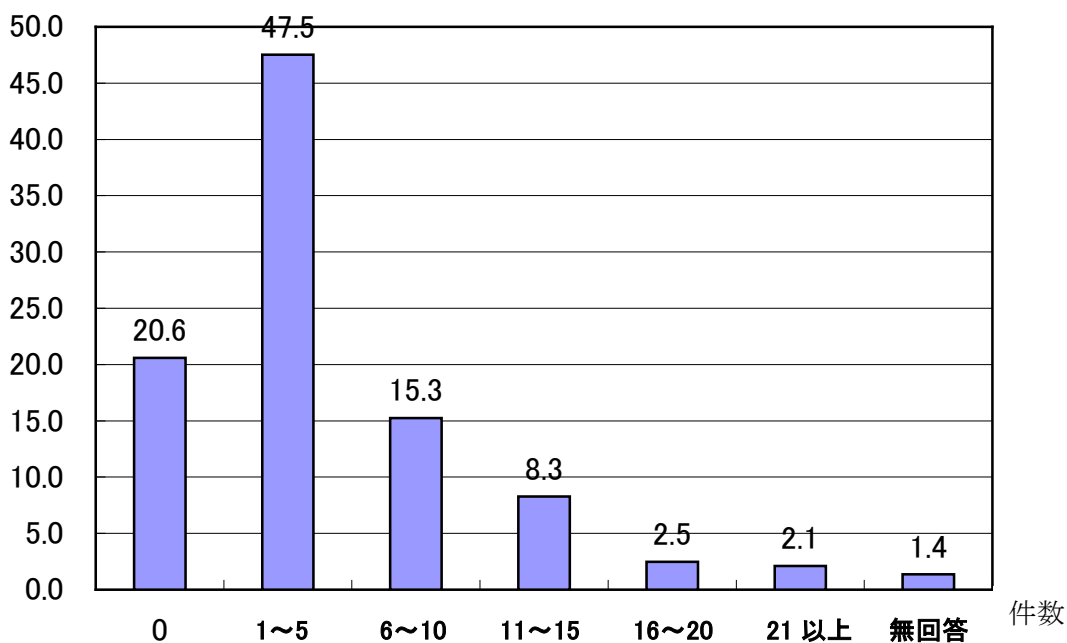
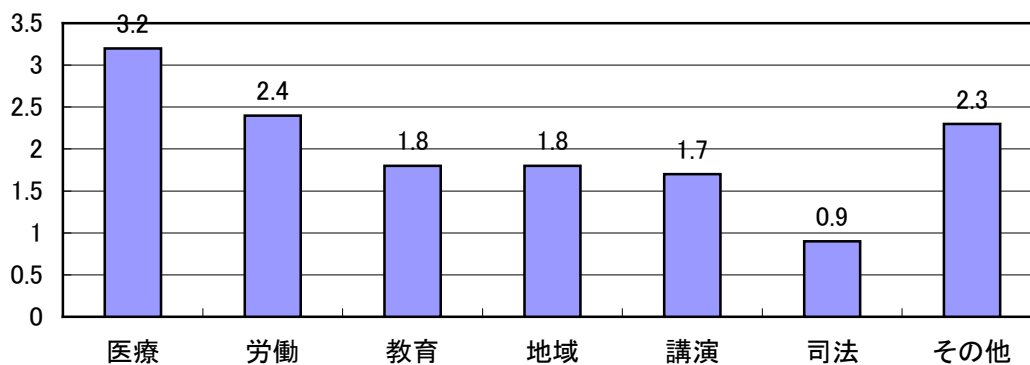


図3-2-2 領域ごとの派遣内訳—派遣された件数・平均

回答者数 1,088人 \* 数値は件数



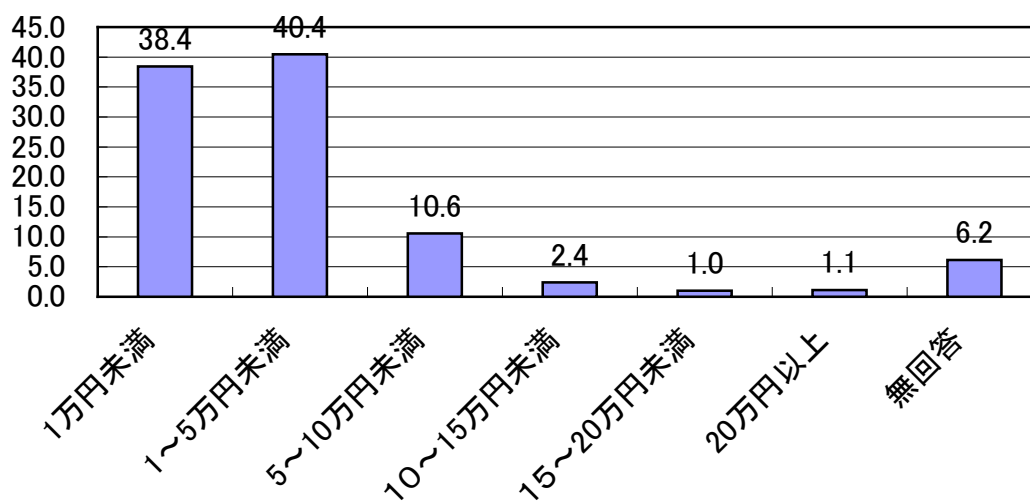
### (3) 1年を通した派遣手当の平均月額

全体の派遣手当の平均月額は25,755円となっている。そのうち5万円未満が78.8%を占める。専門的な業務に従事する者としては低い金額だと言える。15万円以上を受け取る者は2.1%に過ぎないが、そのなかには、1か月30万円の手当を受け取る者もあった。

手話通訳士資格を活かした職業についている群の1か月の平均手当額は24,573円、手話通訳士資格を活かした職業についていない群の1か月の平均手当額は25,645円となっている。無職と回答した群の1か月の平均手当額は33,673円となっている。

図3-3 派遣手当の平均月額

回答者数 1,021人 \* 数値は%

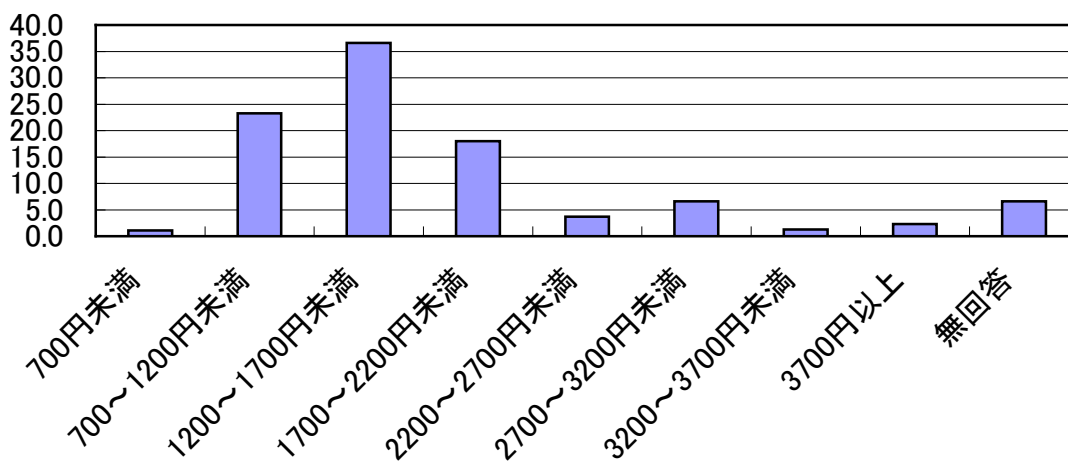


## (4) 1時間あたりの報酬・手当額

1時間あたりの報酬・手当については、最低500円から最大12,000円と大きな差がみられる。全体の平均は1,679.7円だが、1,700円以下が61.0%を占めている。専門的な業務としては、低い報酬・手当額が設定されていると言える。(図3-4)

図3-4 1時間あたりの報酬・手当額

回答数 1,016人 \* 数値は%



最大12,000円 最小500円 700円未満1.1% 1,200円未満24.4% 1,700円未満61.0%

## (5) 登録先の事業所等の主催による登録者研修

回答者1,092人のうち、1,021人(93.5%)が登録先の手話通訳派遣事業所の行う研修がある、と回答している。

そのなかの86.9%が、事業所の行う研修会に「よく参加する」「ときどき参加する」と回答していて、(6)「登録者派遣事業への意見」にもみるように、研修要求は高い。(表3-5-1)

一方、「参加したいが困難」と回答する者が11.8%ある。そのなかの約半数は「仕事の都合」をあげている。(表3-5-1 表3-5-2)

表3-5-1 登録者研修への参加状況 回答数 1,023人 \* 数値は人数

	人数	%
よく参加する	536	52.4
時々参加する	353	34.5
参加したいが困難	121	11.8
参加したいが情報なし	0	0.0
参加したくない	13	1.3

表3-5-2 登録研修に参加困難な理由 \* 数値は人数

	人数
子育て・育児	10
家族介護	8
仕事	53
時間・日程が合わない	21
その他	15

## (6) 登録者派遣事業についての意見 (自由記述)

登録者派遣事業についての意見として340人が自由記述で回答した。

一番多いものから「待遇改善・身分保障」、「制度・業務の改善」、「コーディネーター機能の向上」「研修の保障」であった。

「待遇改善・身分保障」については、3・4で実態をみたが、登録手話通訳者の報酬・手当の時間単価および1か月の報酬・手当額が低いことの問題に対する意見である。

「制度・業務の改善」については、制度としては、国家資格として位置づけること、業務改善としては、正職化、兼業をなくすあるいは減らす、庁外での手話通訳業務を認める、広域派遣を認めるなどの意見がみられた。

「コーディネーター機能の向上」については、手話通訳の資格を有するコーディネーターの設置、コーディネーターの専門性の向上についての意見がみられた。

「研修の保障」については、研修の充実、市町村単位での研修の実施についての意見がみられる。(表3-6)

表3-6 登録者派遣事業についての意見 \* 数値は人数

待遇改善 身分保障	70
制度・業務の改善	67
コーディネーター機能の向上	48
研修の保障	35
専門職としての社会的承認	19
手話通訳者の養成・確保	15
依頼が少ない	14
その他	72



[以下自由記述（調査票【B】問6）より抜粋]

調査票【B】問6

「登録者派遣事業についてのご意見」（自由記述）

① 待遇改善 身分保障

- 現在の登録型では身分保障されず、社会的認知があがらないのでは？ と思う。ボランティアの延長線でない仕事として保障される体制が必要だと考えている。
- 登録の身分のみでは生活できない。自然と団体に所属することになる。そうすると通訳のみではなく、事務業務が多くなり、資格を充分活かしているか疑問である。

② 制度・業務の改善

- 市町村での派遣事業が始まり、地域での格差が生じ、改善していくことが困難な状況が続いている。又、地域の様子が見えにくくなっている。聞こえない人に対する手話通訳の保障を登録者の派遣事業で担っているところに問題があると思う。
- 市町村の事情により派遣費がまちまち。交通費が充分支払ってもらえない時あり。

③ コーディネート機能の向上

- コーディネートに気を遣って欲しい。報告書に対しての反応がないので、どのように考えているのか？ どういった対処をしようと考えているのかが分からない。通訳者に対しての忠告や、指導等きちんと行って欲しい。
- 専門性のあるコーディネーターの養成・研修がない。コーディネーターが2名で内1名は非常勤である。土、日、祭の派遣ができない（窓口が開いていない）。

④ 研修の保障

- 事業所主催の研修について、情報提供施設での研修はあるが、市町村での登録では研修は行われていない。市町村での派遣事業は専門的な知識のない人が担当し、慣れてきてもすぐに異動してしまう。その辺りをもっと行政に理解してもらわないといけないのかと思います。
- 研修をして、力をアップする必要があります（集団で）。

**⑤ 専門職としての社会的承認**

- 労働者と認められない登録制度では、聞こえない人の福祉向上はないと思うし、自分でも中途半端な気持ちで仕事をしている。
- 通訳士と通訳者の区別がないが、明らかに内容によって使い分けがされている。中途半端に責任だけが求められているように思う。

**⑥ 手話通訳者の養成・確保**

- 市登録通訳者、現在、一番派遣件数の多い通訳者は60歳代。40代30代の通訳者もいるが、本職があり派遣に出られない。あと10年後のことを考えると派遣に対応できるのか不安。登録制度での派遣について考える時期にあると思う。
- 当日依頼なども多く、件数を現時点で正確には出せません。通訳者が不足、1日2回の派遣を行う時もあります。

**⑦ その他**

- 仕事が公務員であるため、手話通訳活動から受ける報酬は給料扱いとなり認めてもらえない。結果、正式な依頼を受けられない。
- 登録していても、仕事の関係でほとんど通訳には行けません。そのために、手当も少額となっています。

## 4. 手話講習会等で講師活動を行っている者への調査

616人回答

### (1) 手話通訳士養成講座での講師

手話通訳士養成講座での講師を担当した経験のある者は、184人で、回答者全体1,326人中13.9%にとどまる。(表4-1-1)

「基礎調査」(15)では、指導法の訓練を受けていない169人の他、仕事の都合、都合が合わない、経験不足などの「講師をしない」理由があげられている。

手話通訳士養成講師の養成・研修が存在していない地域が多く、そのような地域では講師を行う機会がない、という現状がある。

参考：全日本ろうあ連盟の2005年の調査\*では、21か所で開催。(講座時間は6時間～120時間と地域によりまちまち。平均30.2時間)

\*『聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業』より

使用教材は、「全日本ろうあ連盟発行テキスト・教材」、「日本手話通訳士協会発行テキスト・教材」があげられている。「全日本ろうあ連盟発行テキスト・教材」は、手話通訳士養成委員会が作成した『手話通訳者養成コーステキスト』(平成9(1997)年)及びビデオ教材、『手話通訳の理論と実践』(平成10(1998)年)が体系的なテキスト・教材であるが、『手話通訳者養成コーステキスト』は現在販売されていない。

「日本手話通訳士協会発行テキスト・教材」は、2日間で行われる「手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)対策講座」のテキストとビデオ教材であると考えられる。これは試験直前に行われる模擬試験として作成されたものであり、体系的な学習を行うには不十分である。

以上より、現在体系的かつ効果的に手話通訳士養成を行うテキスト・教材は不十分な状況であると言える。(表4-1-2)

表4-1-1 手話通訳士養成講座講師の担当経験 回答者数 616人

担当あり	184人
担当なし	432人

\*担当ありの場合の主催団体(重複回答)

都道府県 36人、都道府県聴覚障害者団体 52人、政令指定都市 7人  
市町村 42人、その他 42人

表4-1-2 使用教材の状況 \* 数値は人数

全日本ろうあ連盟発行テキスト・教材	113
日本手話通訳士協会発行テキスト・教材	24
市販テキスト	7
その他	40

(2)～(5) 都道府県手話通訳者養成講座・市区町村手話通訳者養成講座・手話通訳者登録者研修・専門学校等、各種講座講師担当の経験

都道府県手話通訳者養成講座・市区町村手話通訳者養成講座・手話通訳者登録研修・専門学校等での講師担当の経験は、表4-2・5にみるように、市区町村手話通訳者養成講座が一番多く、次いで都道府県手話通訳者養成講座、手話通訳者登録研修となっている。

学校関係では、専門学校での講師経験が一番多く、次いで高等学校、小学校、中学校となっている。

表4-2・5 各種講座・研修及び学校等での講師経験

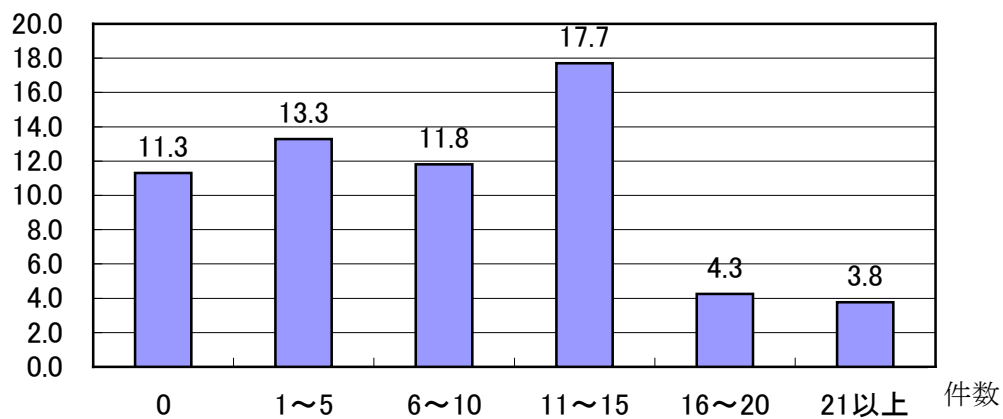
	あり 人数	全体(1,326人)に 占める割合 %
都道府県手話通訳者養成講座	262	19.7
市区町村手話通訳者養成講座	404	30.4
手話通訳者登録研修	254	19.1
小学校	132	9.9
中学校	113	8.5
高等学校	153	11.5
高等専門学校	14	1.1
専門学校	208	15.7
短期大学	60	4.5
大学	74	5.6
その他	32	2.4

## (6) 平成21(2009)年9月の1か月間で行った講師活動

回答のあった610人の平均回数は、1か月あたり3.2回となっている。

回答者全体(610人)で見ると、11～15回が一番多く17.7%を占める。次いで1～5回、6～10回となっている。

図4-6 1か月間で行った講師活動 回答者数 610人 \* 数値は%

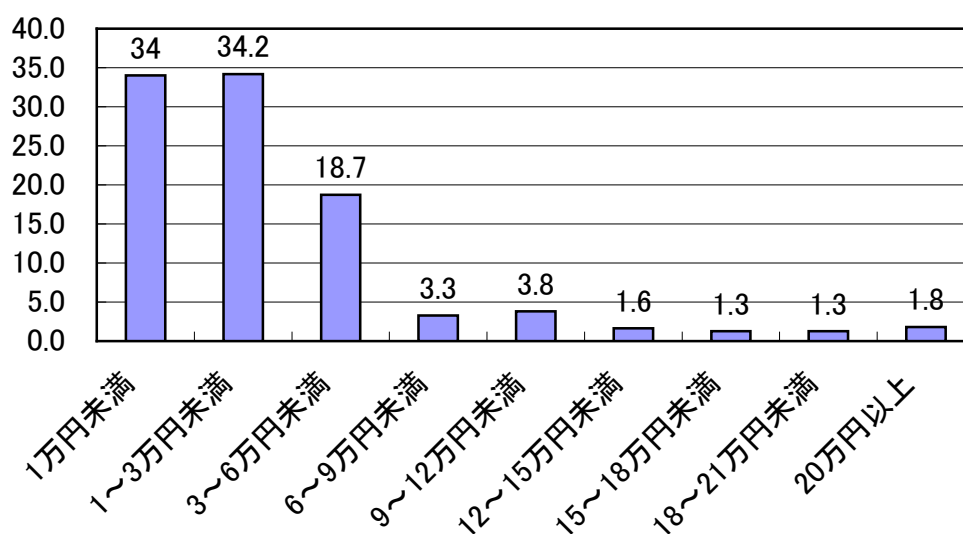


## (7) 1年を通した講師手当の平均月額

回答のあった者（回答数 550 人）の 1 か月あたりの講師手当は平均 31,919 円で、3 万円未満が 68.2% となっている。6 万円未満でみると、86.9% となる。

今回回答のあった手話通訳士の約半数が講師活動を行って、数千円から数万円の収入を得ていることがわかる。

図4-7 講師手当等の平均月額 回答数 550 人 \* 数値は%



手話通訳士資格を活かした職業についている群の 1 か月の平均手当額は 37,345 円、手話通訳士資格を活かした職業についていない群の 1 か月の平均手当額は 28,658 円となっている。無職と回答した群の 1 か月の平均手当額は 24,313 円となっている。

(8) 手話通訳士・者養成及び手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）制度についての意見（自由記述）

手話通訳士・者養成及び手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）制度についての意見としては、下表のように、1) 手話通訳士資格・試験について、2) 養成・研修関係、3) 資格の法制化についての意見がみられた。（表4-8）

表4-8 手話通訳士・者養成及び手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）制度についての意見  
回答者数 178人

1) 手話通訳士資格・試験について

試験内容・合格基準レベルの明確化	31
手話通訳者統一試験・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の関係整理	14
試験会場の増加	8

2) 養成・研修関係

手話通訳者・士養成事業の充実	16
講師養成・確保	14
手話通訳士現任研修の充実	11
手話通訳士養成カリキュラム・教材整備	6
手話通訳士の養成・確保	5

3) 資格の法制化について

手話通訳士資格制度の法制化	19
資格にふさわしい職の確保	9
手話通訳士資格の周知・理解	7

4) その他

その他	38
-----	----



[以下自由記述より抜粋]

調査票【C】問8

「手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度についてのご意見」

1) 手話通訳士資格・試験について

① 試験内容・合格基準レベルの明確化

- 3年前から合格率が高くなり、通訳士の人数が増えるのは喜ばしいが、合格者のレベルが落ちていると耳にする。実際、読み取り能力が不足している合格者がいる。試験内容の見直しを検討して頂きたい。設置通訳者には通訳士資格を条件にするような厚生労働省などからの通達がほしい。
- 年度ごとに、試験内容のレベルに差があると感じる。

② 手話通訳者統一試験・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の関係整理

- 「士」の受験資格があいまい。「士」と「者」の連けいがない。県の者（統一試験）に不合格で、同じ年の「士」試験に合格したという人が何人かいる。連けいできないのは仕方ないと思うが「士」の方が格上という雰囲気なので、矛盾を感じてしまう。
- 今は「者」養成と「士」試験が別なものになっているが、「者」合格の上に「士」試験があるようなシステムになるとよい。

③ 試験会場の増加

- 受験地が近くなれば、受験者は増えると思う。「数は力」。増やすためにもっと便利になればいいと思う。使ったお金が返ってくる→資格をとれば収入につながるというようにしていけば、もっと有資格者が増えるのではないのでしょうか？
- 今は一次、二次試験をまとめて受けられるようになったので良くなりましたが……。それでも、受験地が遠くてお金がかかります。飛行機代、宿泊費等々……1回行けば、10万円は飛びます。もう少し近くで受験できたら、「士」試験を受けたいという人が増えるかもしれません。

## 2) 養成・研修関係

### ① 手話通訳者・士養成事業の充実

- 講師の養成にしても、「士」試験にしても、複数の場所で行ってほしい。欲を言えば全都道府県。
- 通訳者養成テキストの再考を！ 入門から基礎へ……と考えた時に少々無理がある。又、地域で基礎の内容を十分に指導しきれない面があり、県レベルでの基本課程の受講者がなかなか育っておらず、年々受講者の人数が減っているし、技量も低下しているように思える。統一試験と「士」試験の整合性についての検討を！

### ② 講師養成・確保

- 講師の養成・試験会場の増設。
- 手話通訳士、者養成については、指導者の育成が必要です。何十年も指導者が同じ人で行わなければならない状況にある。「士」試験会場を東北地域でも実施してほしい。

### ③ 手話通訳士現任研修の充実

- 一つのケジメのように合格を目指し、学習会に参加し、合格後は、責任感が生まれる。一つのステップのように感じるのは、合格してもまだまだ未熟であることを日々の現場で感じることもあるからだ。この制度のおかげでもある。合格後の研修を充実させてほしいと思う。
- 事例検討、ロールプレイを取り入れていただきたい。

### ④ 手話通訳士養成カリキュラム・教材整備

- 奉仕員～通訳者養成のカリキュラム見直しを言われてから3年ほど経つが動きがない。また、「士」養成にカリキュラムあるのでしょうか？
- 「士」の養成については、適した教材があるとよい。

### ⑤ 手話通訳士の養成・確保

- もっとたくさん養成しなければ、10年後、通訳者がいなくなります。今急いで養成する必要があると思います。
- 現状では、仕事とはまったく言えません。研修・責任・地域との関わり等、通訳以外での時間が全く考えられていません。専門職として成立する方策を考えなければなりません。養成しても先の保障がなければ、発展しないと思います。

### 3) 資格の法制化について

#### ① 手話通訳士資格制度の法制化

- 引越しをして、「手話通訳」に対して意識の高さがずいぶん違うことにびっくりしています。職業として、制度として成立するための環境（整備）を全国で底上げしなくてはならないなあと思っています。
- 手話通訳士養成も市町村で行い、養成を受講した上で、「士」を受験し、合格するに値する技術をもっていてほしい。

#### ② 資格にふさわしい職の確保

- 県認定試験に合格すれば、県情報提供施設と市の登録、派遣は受けられる。自分は、地域の先輩通訳者にすすめられ「士」試験を受けた。「士」を目指すことによって、更に知識や技術のレベルアップにつながったと感じるが、それから先が……。 「士」の資格があるからこの職に就ける……というようなものが具体的にみえないと「士」の資格者は増えないと思う。
- 「手話＝ボランティア」の認知が大多数の頃に比べ、少しは良くなっているのですが、増加に期待する。反面、需要の減少（経費削減）に懸念。「士」のメリット感が薄れる心配。

#### ③ 手話通訳士資格の周知・理解

- 「通訳士」を世間に理解してもらい、知ってもらいたい。同時に自分自身、通訳士として高めていきたい。
- 手話通訳士としてどうか？ と思うのは社会的認知度の低さと、技術の評価が低いこと。最近の合格者を見ても、正直、同じ資格なんだと思うと、とても残念に思う活動者が増えている。机上の学習だけで資格が取れてしまうことに疑問を感じている。ろう者に寄りそった人が少ないと思う。

## 5. 調査結果を受けて

### — 手話通訳士制度の発展のために —

手話通訳事業においては、①養成・教育、②資格認定・資格登録、③事業所への雇用または登録、④現任研修が課題であると従来言われてきた。それぞれについて、「手話通訳士」という資格のあり方という視点から、今回の調査を通じて明らかになった課題を以下にまとめる。

#### 【1】手話通訳士の養成・教育

##### 1. 手話通訳士養成システムの制度化とカリキュラムの確立

手話通訳士の養成・教育については、十分な状況にはない。手話通訳士全体の数は20年を経て2,300人程度であり、毎年の手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験者数は1,000人前後で推移し、合格者数も100～200人と少ない状況が続いている。

一方、手話通訳士は「高齢化」が進み、今回調査では平均年齢は48.7歳。高齢を理由にして手話通訳事業（雇用・登録）から離れている、あるいは今後離れていく人々が存在していることが示された。現状においても本調査でみられるように「手話通訳者の数が足りない」との声が数多く寄せられている。手話通訳者の確保のためには、十分な手話通訳士養成が行われなければならない。

かつて、国において4,000人の有資格者数の確保が目標とされたが、現状のままでは今後においても、必要・十分な人員の確保は困難であろう。

後述の【3】手話通訳士の事業所への雇用または登録にあるように、手話通訳士（あるいは手話通訳者）がその力を十二分に発揮できる常勤雇用制度やそれを補完する登録派遣制度を前提とした、手話通訳士養成システムの確立が必要となっている。

障害者権利条約において手話によるコミュニケーション保障・情報保障およびこれによる社会参加の保障が求められている時、また、政見放送や裁判員制度、高等教育や特別支援教育等での新たな手話通訳需要に对应していくためには、早急に4,000人を超える有資格者の確保の必要があり、安定した人員の維持のためには、手話通訳士養成システムを確立する必要がある。

手話通訳士養成システムの一つには、高等教育機関での3年から4年の手話通訳士教育を確立していく方向があげられるだろう。現在、国立障害者リハビリテーションセンター学院・手話通訳学科をはじめ、大学、短期大学、2年制の手話通訳士養成の専門学校が数校存在しているが、基礎調査（6）でみるように、専門学校での2年間・2,000時間程の集中した教育を受けた者約70%は4回以内で手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格している。奉仕員養成講座のみ受講した場合は17.5%、手話通訳者養成講

座のみ受講した場合は11.3%が4回以内の合格と比べ、集中的な教育機会が手話通訳士養成に効果的であることが示された。ただし、今回の調査では、専門学校の2年間の学習でも、1回で現役合格（在学中に受験し合格）できる者は少ないことが示されており、3年から4年の集中的な教育機会が必要とされている。

一方、大多数の人々は、手話や手話通訳の学習を始めてから手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格するまでの平均学習年数は10.5年となっている。手話奉仕員および手話通訳者の養成カリキュラムは平成10(1998)年に厚生労働省により示されているが、「手話通訳士養成カリキュラム」は今日まで国から示されていない。手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムに基づいた講座を終了した人々に対して、的確かつ十分な学習機会として新たに「手話通訳士養成カリキュラム」の創設が求められている。

## 2. 手話通訳士養成講師の確保及び手話通訳士養成のためのテキスト・教材の開発・確保

上記にみたように、専門学校、短期大学、大学等高等教育機関での教育、あるいは「手話通訳士養成カリキュラム」による手話通訳士養成講座を開催する場合に、講師を担当する人材の養成・確保と、テキスト・教材の開発・確保が不可欠である。本調査の「講師活動を行っている者の調査」でみたように、全体の半数は「手話」に関する講師活動に従事しているが、「手話通訳士」養成講座の講師担当経験者は少ない。手話通訳士教育あるいは手話通訳士養成講座で講師を担当できる人材育成と確保が急務となっている。

また講座で使用するテキスト・教材も十分なものとはなっていない。本調査においても、全日本ろうあ連盟や日本手話通訳士協会が作成したテキストや教材を使用していると回答があるが、全日本ろうあ連盟の作成した「手話通訳士養成」用のテキスト・教材は平成7(1995)年に開発されたもので、現在市販はされていない。日本手話通訳士協会の作成するテキスト・教材は、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）「直前対策講座」用であり、長期的な教育・養成には不向きな内容となっている。手話通訳士養成のためのテキスト・教材の開発と普及が課題になっていると言える。

また、本調査では基礎調査(20)で「専門分野別手話通訳士養成」を望む者が全体の53.3%となっている。特に司法・医療・労働や高等教育機関等、福祉分野外で手話通訳を行う士の養成が急務となっている。

特に近年高等教育を受ける聴覚障害者の増加に伴い、専門学校、短大、大学での手話通訳需要が増している。教育を手話で受ける権利を保障することは、聴覚障害者の社会参加の拡大や自立に直結することであり、福祉分野の支援とは異なる技能が求められ、専門分野として確立した手話通訳士養成が求められる。

今後は上記のような、専門分野別の手話通訳士養成のあり方も検討されなければならない。

## 【2】手話通訳士の資格認定・資格登録

### 1. 受験者の確保のために

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験者数は、毎年1,000人前後で推移している。受験者数がのびないのは、【1】でみたように手話通訳士養成・教育のシステムやカリキュラム、テキスト・教材が十分整っていないこと、あわせて手話通訳士養成・教育の前段階である手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業、手話通訳者研修事業が十分なされていないことが課題として存在していると言える。

また、手話通訳士の常用雇用制度が未確立であること、すなわち資格を取っても常用雇用につながらないことも受験者数が増加しない原因であると考えられるが、これは【3】で述べる。

手話奉仕員養成事業及び手話通訳者養成事業は、「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム等について」（平成10(1998)年）に基づいて、現在、障害者自立支援法の市町村地域生活支援事業・都道府県地域生活支援事業として実施されている。手話通訳者養成事業についてみると、都道府県のほとんどで実施されているが、全日本ろうあ連盟の行った平成20(2008)年の調査\*によると、「予算の確保」、「講師の養成・確保」、「手話通訳者養成カリキュラムの見直し」等、課題が示され、総合的な養成事業の構築が必要であると提言されている。 \* 「コミュニケーション支援事業実施アンケート」

本調査においても、手話通訳者・手話通訳士養成の課題として、「手話通訳者・手話通訳士養成事業の充実」、「講師養成・確保」、「手話通訳士研修の充実」、「手話通訳士養成カリキュラム・教材整備」といった課題が回答者から提起されている。

これらの課題をふまえて、現在障害者自立支援法に基づいて行われる手話奉仕員養成事業、手話奉仕員研修事業、手話通訳者養成事業、手話通訳者研修事業に、手話通訳士養成事業、手話通訳士研修事業を加えたものが、都道府県において十分行われることと、【1】で提言しているように高等教育機関での手話通訳者教育の拡充により、手話通訳士試験の受講者を増加へと展開させることができると考えられる。

### 【3】手話通訳士の事業所への雇用または登録

地方自治体への手話通訳者の設置事業は、26%にとどまると報告されている。(平成21(2009)年3月障害保健福祉関係主管課長会議資料)。今回の調査また全国手話通訳問題研究会の行う調査では、設置された手話通訳者の80%近くが非正規雇用となっている。手話通訳士制度に望むこととして、本調査・基礎調査(20)では職の確保が一位となっているが、すべての自治体での設置と身分保障が合わせて行われないと、手話通訳士の養成・教育を受ける人々、手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受ける人々は増えていくことはないであろう。逆に手話通訳士資格と雇用の確保が結びつければ、学習者・受験者は拡大する。資格と職が結びつくような資格制度の構築が必要である。

地方自治体への手話通訳士の登録については、都道府県の認定する試験・資格として手話通訳士資格が位置づけられているところと、位置づけられていないところがある。日本手話通訳士協会が実施した調査(日本手話通訳士協会「手話通訳士及び手話通訳者の役割、業務の明確化に関する検討事業報告書」2007年)では、都道府県レベルで手話通訳士を登録手話通訳者と認定しているところは50%にとどまっている。都道府県の半数は、手話通訳士資格だけでは登録手話通訳者としなないという実態がある。このことが、「手話通訳士資格がなくても、県の登録試験に合格すれば障害者自立支援法にもとづく手話通訳業務はできる」、だから手話通訳士資格は不要、と考える人たちを生み出している。障害者自立支援法の地域支援事業実施要項の手話通訳者の定義には「手話通訳士」が位置づけられているが、実態はそうになっていないという問題がある。あわせて、要綱では「手話奉仕員」、都道府県認定の「手話通訳者」と「手話通訳士」が同列に扱われていることも、手話通訳士資格への認識を低めていると言えよう。

手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)で認定される技能は実際高度なものであり、専門的な知識も試験では問われている。技能・知識にふさわしい待遇保障が手話通訳設置事業においても手話通訳派遣事業においてもなされるべきである。

その場合、小さな自治体単体では、手話通訳士の雇用や手話通訳者としての登録が進まないことが考えられる。このような場合は、例えば障害者福祉圏域といった近隣自治体での手話通訳士の雇用や登録がなされるという形態が求められよう。

手話通訳者士の雇用は福祉領域だけではない。例えば、平成19(2007)年より実施されている特別支援教育により、地域の小・中・高等学校で学ぶ聴覚障害児童・生徒が増えることが見込まれるが、すでに地域の学校に在籍している聴覚障害児童・生徒も含めて、「適切な指導及び必要な支援を行う」ため、学校教育について十分な知識やコミュニケーション支援技術を有する手話通訳士の配置が必要となろう。【1】でも触れたが、高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生への講義保障も必要であり、ここでの手話通訳士雇用も

重要な課題となっている。

また、全国各地にある障害者職業訓練校等において、手話で職業指導が行える人材はきわめて少ない状況であり、手話・手話通訳による情報保障が行われていない。障害者権利条約や障害者自立支援法に謳われている職業自立のために、これらの機関で職業教育・訓練・指導に十分な知識や能力、コミュニケーション支援ができる手話通訳士が求められている。

#### 【4】現任研修

今回の調査において、手話通訳士の研修要求は高い。基礎調査(20)においても全体の53.8%が専門分野別手話通訳士養成を求めているし、45.6%が技術向上研修システムを求めている。他方で手話通訳士を対象とした研修機会が限られている(基礎調査(21)～(23))ことや、手話通訳士自身、十分な学習時間がとれず、日々の業務や生活に追われている姿(仕事を持っている者は仕事に時間が取られているし、家族の育児や介護に時間がとられる人々も多い)も示されている。時間的・経済的に負担が少ない研修機会が求められている。

#### 【5】まとめ

以上にみるように、手話通訳事業においては、手話通訳士(者)の①養成・教育、②資格認定・資格登録、③事業所への雇用または登録、④現任研修が課題となっているが、現状としては統一的・有機的に事業が行われているとは言えない。今回の調査でこれらの課題が明らかになった。

今後【1】から【4】が国レベル及び地域レベルで、統一的・有機的に行われるための研究・検討及び事業の法制化・システム化が求められている。



## 資料

- 資料－1 手話通訳士実態調査票〔平成21(2009)年9月実施〕・・・・・・・・・・ 69
- 資料－2 第21回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）概要  
〔平成21(2009)年10月実施〕・・・・・・・・・・ 75
- 資料－3 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令  
（平成二十一年三月三十一日厚生労働省令第九十六号）・・・・・・・・・・ 76

## 資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 手話通訳士実態調査票

平成21年(2009年)9月実施

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター  
手話通訳士実態調査事業委員会

## ご回答いただくにあたって

1. 本調査票は、(社福)聴力障害者情報文化センターに登録していただいている手話通訳士の皆さん全員(2,306名/平成21年9月1日現在)に配布いたしております。
2. 本調査票は、4部構成になっており、それぞれの区分は下表の通りです。

基礎調査票	全員が対象の調査
調査票【A】	手話通訳士資格を活かした職業に就いている方への調査
調査票【B】	手話通訳派遣事業に登録されている方への調査
調査票【C】	手話講習会等で講師活動をされている方への調査

※なお、士資格を活かした職業に就き、かつ登録や講師活動もされている方は、調査票【A】・【B】・【C】ともに回答してください。

3. 回答は、該当する「丸付き番号」(①、②、③等)を、丸で囲って下さい。
4. 設問の枝にある( )には、回答内容を具体的にお書きください。
5. 設問の枝にある  には、回答数字を具体的にお書きください。
6. 自由記述欄には、回答内容をご自由にお書きください。

9月30日(水)までに、同封いたしました封筒で、ご返信下さいますようお願い申し上げます。

## 資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 基礎調査票(1/2)

1. 性別…① 男性 ② 女性
2. 年齢…① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代 ⑥ 70代以上
3. 手話通訳士資格を取得して…① 3年未満 ② 3～5年未満 ③ 5～10年未満  
④ 10～15年未満 ⑤ 15～20年未満 ⑥ 20年以上
4. 手話通訳士試験の受験回数…回
5. 手話通訳士試験に合格するまでの手話・手話通訳学習年数…年
6. 手話・手話通訳学習は(重複回答可)  
① 手話サークル ② 手話奉仕員養成講座 ③ 手話通訳者養成講座 ④ 家族  
⑤ 専門学校等 ⑥ その他( )
7. 職業…① 学生 ② 公務員(正規) ③ 公務員(非正規) ④ 団体職員(正規)  
⑤ 団体職員(非正規) ⑥ 会社員(正規) ⑦ 会社員(非正規) ⑧ 無職  
⑨ 自営業(業種: )  
⑩ その他( )
8. 職種…① 手話通訳 ② 管理職 ③ 事務員 ④ 技術職 ⑤ 相談員 ⑥ 指導員  
⑦ 教員 ⑧ 保育職 ⑨ 介護職 ⑩ 看護職(看護師・保健師・助産師)  
⑪ 農林漁業職 ⑫ 営業・販売 ⑬ 製造工 ⑭ その他( )
9. 手話通訳士以外に取得している「資格」(医療・福祉分野の資格)  
① 社会福祉士 ② 介護福祉士 ③ 精神保健福祉士 ④ 社会福祉主事  
⑤ 介護支援専門員 ⑥ ホームヘルパー(1・2級) ⑦ 保育士 ⑧ 医師  
⑨ 看護師 ⑩ 臨床検査技師 ⑪ その他( )
10. 手話通訳士資格を活かした職業に…① 就労している→12へ。のご記入も、お願い致します。  
② 就労していない
11. 10で②に回答した方に、お尋ねします。  
① 就労したいが居住地の近隣で募集がない  
② 就労したいが給与が安く、それでは生活できない  
③ 手話通訳を職業とすることは考えていない  
④ その他( )
12. 手話通訳派遣事業の登録…① 登録している→14へ。のご記入もお願い致します。  
② 登録していない
13. 12で②に回答した方に、お尋ねします。  
① 登録していたが今はやめている(理由: )  
② 登録したいが士資格のみでは登録できない ③ 登録したくない  
④ その他( )

## 資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 基礎調査票(2/2)

14. 手話講習会等における活動…① 講師をしている→16へ。調査票[C]のご記入もお願い致します。

② 講師をしていない

15. 14で②に回答した方に、お尋ねします。

- ① 講師をしていたが今はやめている ② 講師をしたいが士資格のみではできない  
 ③ 指導法の訓練を受けていないので講師活動はできない ④ 講師活動をしたくない  
 ⑤ その他 ( )

16. 司法場面（警察署、検察庁、裁判所等）の手話通訳は

- ① 経験したことがある ② 経験したことがない

17. 政見放送の手話通訳は

- ① 経験したことがある ② 経験したことがない

18. 高等教育場面での手話通訳は

- ① 経験したことがある ② 経験したことがない

19. テレビ放送の手話通訳は

- ① 経験したことがある ② 経験したことがない

20. 手話通訳士資格を取得した現在、あなたはどのように感じていますか（複数回答可）

- ① 社会的責任  
 ② 社会的認知を広げる必要性  
 ③ 士資格を基本に手話通訳制度を構築して行くことの必要性  
 ④ 士資格保有者の職の保障が必要  
 ⑤ 手話通訳士を公的責任において養成するための、養成カリキュラムの整備の必要性  
 ⑥ 聴覚障害者の社会参加を保障するための、専門分野別の手話通訳士養成の必要性  
 ⑦ 手話通訳士の手話通訳事業所への「手話通訳者」登録について、試験免除等配慮の必要性  
 ⑧ 技能向上のための研修システムの必要性  
 ⑨ 士資格を取得しても、何も変わらない  
 ⑩ その他

(自由記述)

21. 国立障害者リハビリテーションセンターの「専門研修」への参加

- ① 参加したことがある ② 参加したことがない(理由: )

22. 社会福祉法人 全国手話研修センターの「現任研修」への参加

- ① 参加したことがある ② 参加したことがない(理由: )

23. 一般社団法人 日本手話通訳士協会の「研修会」への参加

- ① 参加したことがある ② 参加したことがない(理由: )

## 資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 調査票【A】

手話通訳士資格を活かした職業に就いている方（問10で「就労している」と回答した方）への調査票

1. 就労先…① 情報提供施設 ② 社会福祉協議会 ③ 行政機関（具体的に： ）  
 ④ 聴覚障害者団体 ⑤ 聴覚障害者団体以外の障害者団体 ⑥ 一般企業  
 ⑦ 福祉公社・事業団等 ⑧ その他（ ）

2. 身分…① 正規職員 ② 非正規職員

3. 職名…（ ）

4. 現に就労している職場における従事年数…  年

5. 決まって支給される給与（月額）…  円

※具体的金額を記入し、下の番号も選んで下さい。

- ① 10万円未満 ② 10～15万円未満 ③ 15～20万円未満  
 ④ 20～25万円未満 ⑤ 25～30万円未満 ⑥ 30～35万円未満  
 ⑦ 35～40万円未満 ⑧ 40万円以上

6. 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務及び頻度（複数回答可）

※1ヶ月間の頻度をお尋ねします。

- ① 手話通訳業務  日/月 ② 相談業務  日/月  
 ③ コーディネート業務  日/月 ④ 手話指導業務  日/月  
 ⑤ 事務  日/月  
 ⑥ その他（ ）  日/月

7. 現に就労している職場において行っている手話通訳等の業務の課題（複数回答可）

- ① 制度や事業の周知 ② 上司や同僚の理解  
 ③ 仕事上の悩みを相談する相手 ④ 専門性が活かせる職場  
 ⑤ 研修を受ける機会 ⑥ 職場環境の改善  
 ⑦ 賃金・労働条件の改善 ⑧ 職員の増員  
 ⑨ 他業務の兼務  
 ⑩ その他

8. 現に就労している職場において手話通訳士資格をさらに活かすためにはどのようなことを望みますか？

(自由記述)

資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 調査票【B】

手話通訳派遣事業に登録されている方（問12で「登録している」と回答した方）への調査票

1. 登録先の事業所 ※「事業所種別」は、下の一覧表から該当する番号を選び記入して下さい。

登録先№	登録先①	登録先②	登録先③	登録先④	登録先⑤
1-1 事業所種別					
1-2 登録年数	年	年	年	年	年

◆事業所種別◆

1. 都道府県本庁または支庁 2. 都道府県社会福祉協議会 3. 都道府県・政令市聴覚障害者情報提供施設 4. 都道府県身体障害者団体	5. 都道府県聴覚障害者団体 6. 市区町村役所 7. 市区町村社会福祉協議会 8. その他
--	---

2. 平成21年9月1日から平成21年9月30日の1ヶ月間に行った手話通訳派遣について

2-1 件数…  件 ※具体的件数を記入し、下の番号も選んで下さい。

① 0件    ② 1～5件    ③ 6～10件    ④ 11～15件    ⑤ 16～20件  
⑥ 21件以上

2-2 内訳

	医療	司法	労働	教育	地域	講演	その他
派遣された件数	件	件	件	件	件	件	件

3. 一年を通した、派遣手当の平均月額について…  円位

※具体的金額を記入し、下の番号も選んで下さい。

① 1万円未満    ② 1～5万円未満    ③ 5～10万円未満    ④ 10～15万円未満  
⑤ 15～20万円未満    ⑥ 20万円以上

4. 主に従事する手話通訳派遣事業所の報酬・手当等について

1時間あたりの派遣単価…  円 ※具体的金額を記入し、下の番号も選んで下さい。

① 700円未満    ② 700～1200円未満    ③ 1200～1700円未満    ④ 1700～2200円未満  
⑤ 2200～2700円未満    ⑥ 2700～3200円未満    ⑦ 3200～3700円未満    ⑧ 3700円以上

5. 登録先の事業所等の主催による登録者研修…① 実施されている    ② 実施されていない

◆「実施されている」と回答した場合

① よく参加する    ② ときどき参加する    ③ 参加したいが困難だ(理由: )  
④ 参加したいが情報がない    ⑤ 参加したいと思わない

6. 登録者派遣事業についてのご意見（自由記述）

## 資料－1「手話通訳士実態調査票」

## 調査票【C】

手話講習会等で講師活動をされている方（問14で「講師活動をしている」と回答した方）への調査票

1. 手話通訳士養成講座での講師…① 担当したことがある ② 担当したことはない
- ◆「担当したことがある」と回答された場合
- 1-2 主催は？：① 都道府県 ② 都道府県聴覚障害者団体 ③ 政令指定都市  
④ 市町村 ⑤ その他（ ）
- 1-3 教材は？：① 財団法人全日本ろうあ連盟発行のテキスト・教材  
② 一般社団法人日本手話通訳士協会発行のテキスト・教材  
③ 市販されているテキスト・教材  
④ その他（ ）
2. 都道府県手話通訳者養成講座での講師…① 担当したことがある ② 担当したことはない
3. 区市町村手話通訳者養成講座での講師…① 担当したことがある ② 担当したことはない
4. 手話通訳者登録者研修での講師…① 担当したことがある ② 担当したことはない
5. 専門学校等での講師…① 担当したことがある ② 担当したことはない
- ◆「担当したことがある」と回答された場合、学校機関は下記のどこにあたりますか
- ① 小学校 ② 中学校 ③ 高等学校 ④ 高等専門学校 ⑤ 専門学校  
⑥ 短期大学 ⑦ 大学 ⑧ その他（ ）
6. 平成21年9月1日から平成21年9月30日の1ヶ月間に行った講師活動について  
回数…  回  
※具体的回数を記入し、下の番号も選んで下さい。
- ① 0回 ② 1～5回 ③ 6～10回 ④ 11～15回  
⑤ 16～20回 ⑥ 21回以上
7. 一年を通した、講師手当の平均月額について…  円位  
※具体的金額を記入し、下の番号も選んで下さい。
- ① 1万円未満 ② 1～3万円未満 ③ 3～6万円未満  
④ 6～9万円未満 ⑤ 9～12万円未満 ⑥ 12～15万円未満  
⑦ 15～18万円未満 ⑧ 18～21万円未満 ⑨ 21万円以上
8. 手話通訳士・者養成及び手話通訳士試験制度についてのご意見（自由記述）

## 資料－2「第21回 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）概要」

**第21回 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の概要****1. 試験日時**

学科試験：平成21年10月 3日（土） 13時00分～16時30分

実技試験：平成21年10月 4日（日） 9時00分～17時30分

※実技試験は、午前と午後に分かれて実施。

**2. 試験会場（学科試験及び実技試験とも共通）**

東京会場：日本社会事業大学  
（東京都清瀬市竹丘3-1-30）

大阪会場：パナソニック株式会社 人材開発カンパニー  
（大阪府枚方市菊丘南町2-10）

熊本会場：くまもと県民交流館 パレア  
（熊本県熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9・10階）

**3. 学科試験の免除**

第20回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の結果通知に「学科試験については合格基準を満たしておりました」と記載されている者については、申請により学科試験が免除されます。

**4. 受験資格**

20歳（受験日の属する年度末（平成22年3月31日）までに20歳に達する者を含む）以上の者。

**5. 受験手数料**

18,000円（税込）

**6. 受験申込受付期間**

平成21年 5月 1日（金）～ 6月30日（火）〔当日消印有効〕

簡易書留郵便のみ受付

なお、学科試験免除対象者（第20回学科試験合格者）も、上記期間内に学科試験免除申請手続き及び受験申込手続きを行ってください。

**7. 合格発表**

平成22年 1月29日（金）



## 資料－3「省令（厚生労働省令第九十六号）」

## ○ 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成二十一年三月三十一日厚生労働省令第九十六号）

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四十五条の規定に基づき、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令を次のように定める。

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令

（目的）

第一条 この省令は、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との間の意思疎通の確立に必要とされる手話通訳（手話により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。以下同じ。）を行う者の手話通訳に関する知識及び技能（以下「手話通訳技能」という。）についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）の認定に関し必要な事項を定めることにより、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高め、聴覚障害者等の社会参加を促進し、併せて手話の発展を図るとともに、身体障害者福祉法第四条の二に規定する手話通訳事業の適切な実施を確保し、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（認定）

第二条 厚生労働大臣は、審査・証明事業であつて、手話通訳技能の向上を図り、手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高める上で奨励すべきものを、次条に規定する基準により認定する。

（認定の基準）

第三条 審査・証明事業の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（以下「一般社団法人等」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 聴覚障害者等の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしいものであること。
- ロ その役員構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ハ 審査・証明事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがないものであること。

- 二 審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。
- 二 審査・証明事業が十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること。
- 三 審査等が試験及び登録により行われるものであること。
- 四 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
- 五 審査等の対象となる知識及び技能の水準についての審査の基準(以下「審査基準」という。)、試験の実施の回数、時期及び場所並びに試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
- 六 審査・証明事業を実施する者が、試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに手話通訳技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う場合は、試験委員に行わせるものであること。
- 七 試験委員は、認定試験に関し高い識見を有する者であって、当該技能について専門的な技術又は学識経験を有する者のうちから選任するものであること。

(認定の申請)

第四条 第二条に認定する認定を受けようとする一般社団法人等は、名称、代表者の氏名、住所及び認定を受けようとする審査・証明事業の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 定款
  - 二 役員の名簿及び履歴書
  - 三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の末日における財産目録、貸借対照表及び財産の権利関係を証する書類
  - 四 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - 五 申請の日の属する事業年度の翌事業年度から申請の日から起算して三年を経過した日の属する事業年度までの各事業年度の審査・証明事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
  - 六 審査・証明事業に関する事務組織を記載した書類
  - 七 審査・証明事業の実施要領
  - 八 審査基準を記載した書類
- 2 前項第四号に掲げる書類は、審査・証明事業に係る事項と他の業務に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。
- 3 第一項第七号に掲げる実施要領は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
- 一 審査等を受けようとする者の資格に関する事項
  - 二 試験委員の選任に関する事項
  - 三 試験の実施の回数、時期及び場所に関する事項
  - 四 試験問題及び合格者の判定に関する事項

- 五 合格者の登録の有効期限その他の合格者の証明に関する事項
- 六 登録者に称号を付与する場合にあっては、その名称その他の称号の付与に関する事項
- 七 審査等の手数料に関する事項
- 八 審査等の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 九 審査等の業務に関する帳簿及びその保存に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、審査等の業務に関し必要な事項

(厚生労働大臣の認定を受けた旨の表示)

第五条 第二条に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する一般社団法人等(以下「認定法人」という。)は、審査・証明事業を実施するときは、厚生労働大臣の認定を受けたものであることを明示していなければならない。

(変更の承認等)

第六条 認定法人は、審査・証明事業の名称、審査・証明事業の実施要領又は審査基準を変更しようとするときは、その変更の内容、理由及び時期を記載した変更申請書を厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 認定法人は、定款、役員又は審査・証明事業に関する事務組織を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容及び時期を記載した変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第七条 認定法人は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 第四条第二項の規定は、前項の事業計画書及び収支予算書について準用する。

(事業概要報告書等の提出)

第八条 認定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業概要報告書
- 二 当該事業年度の収支決算書
- 三 当該事業年度末の財産目録及び貸借対照表

- 2 第四条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる書類について準用する。
- 3 認定法人は、第三条第六号に規定する試験委員を選任したときは、遅滞なく、試験委員の氏名、略歴、担当する試験業務及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 認定法人は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験の内容及びその結果を記載した帳簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (報告の徴収等)

第九条 厚生労働大臣は、審査・証明事業の実施に関し必要があると認めるときは、認定法人に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

## (審査・証明事業の廃止)

第十条 認定法人は、第二条に規定する認定を受けた審査・証明事業を廃止しようとするときは、その廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## (改善勧告)

第十一条 厚生労働大臣は、認定法人が実施する審査・証明事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該法人に対し、審査・証明事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## (認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第三条に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第六条第二項、第七条第一項、第八条第一項、第三項若しくは第四項又は第九条の規定により書類の提出又は報告をしなければならない場合において、その書類の提出若しくは報告をせず、又は虚偽の書類の提出若しくは報告をしたとき。

## (認定等の告示)

第十三条 厚生労働大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、認定法人の名称及び住所並びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項の変更について第六条第一項の規定により承認をし、又は同条第二項の規定により変更届出書を受理したときも、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、第十条の規定により廃止届出書を受理したとき又は第十二条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

## (経過措置等)

第二条 この省令の施行前に手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第百八号）第二条に規定する認定を受けた法人は、この省令第二条に規定する認定を受けたものとみなす。

## 委員・協力者

### <手話通訳士実態調査事業委員会>

#### ◆委員長

植村 英晴（学校法人日本社会事業大学 社会事業研究所 所長）

#### ◆委員（五十音順）

石野 富志三郎（財団法人全日本ろうあ連盟 理事長）

市川 恵美子（全国手話通訳問題研究会 運営委員長）

小椋 英子（一般社団法人日本手話通訳士協会 会長）

高岡 正（社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長）

### <協力者>

宮腰 賢（国立大学法人東京学芸大学 名誉教授）

林 智樹（学校法人金城学院 金城学院大学 現代文化学部 教授）

この調査事業は、財団法人社会福祉振興・試験センターからの委託事業として実施したものです。

発行日：平成22（2010）年3月25日

企画・編集：手話通訳士実態調査事業委員会

発行：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター  
〒153-0053

東京都目黒区五本木一丁目8番3号

電話 03（6833）5001

fax 03（6833）5000

E-mail slit@jyoubun-center.or.jp

ウェブサイト <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

この調査事業は、財団法人社会福祉振興・試験センターからの委託事業として実施したものです。